

玄界灘沿岸海岸保全基本計画 (案)



令和 8 年 ● 月
~~平成 28 年 3 月~~

福岡県

はじめに

福岡県北部に位置する玄界灘沿岸は、白砂青松の砂浜や磯・岩礁、海崖が分布する多様な海岸線を有し、政令指定都市福岡市を中心に九州の玄関口として発展を遂げている。

歴史的には、古代から大陸との交流拠点として、卑弥呼、万葉集、元寇、遣唐使等歴史の舞台となり、地域の文化を育んできた。

また、玄界灘の荒波が造った芥屋大門等に代表される奇岩と、点在する白砂青松の砂浜海岸は、玄海国定公園の特徴的な景観を醸しだしている。

その他、当沿岸沖は、豊富な魚介類が生息する我が国有数の漁場ともなっている。

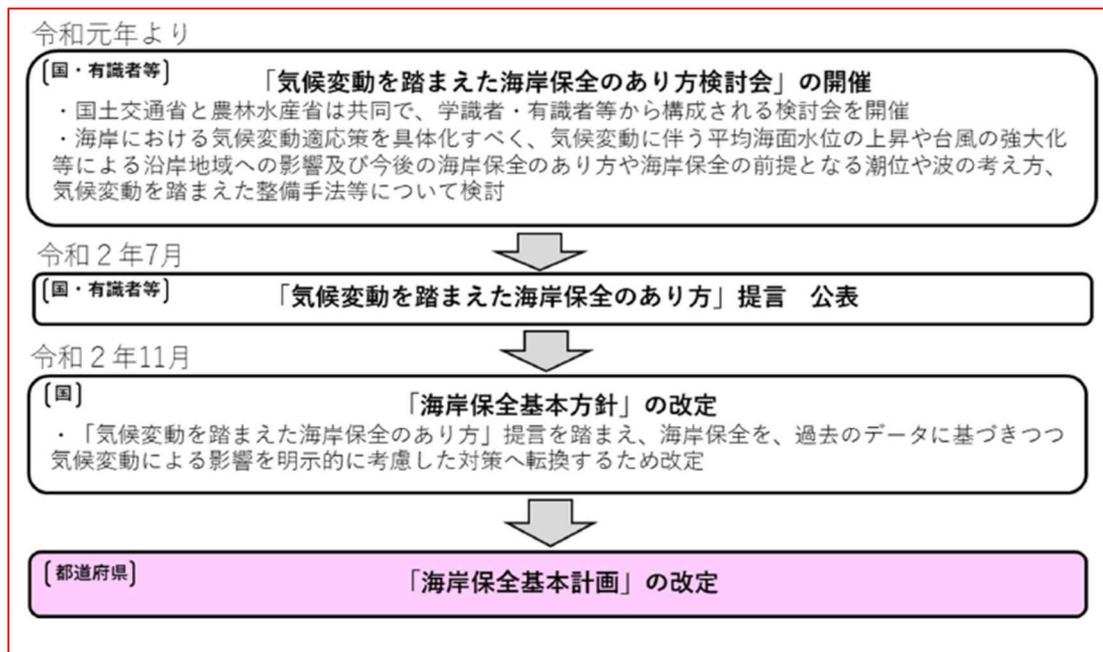
このように、玄界灘沿岸は、物流拠点、漁場、観光地、人々の憩いの場所として、様々な利用がなされている。

一方で、近年では、気候変動の影響による平均海面水位の上昇が既に顕在化しつつあり、今後、更なる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されていることを踏まえ、地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保することが求められる。

本資料は、これら玄界灘沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸づくりを目指し、今後、海岸整備を実施していく上で基本となる「玄界灘沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

「令和8年●月変更にあたって」

令和2年11月20日に変更された海岸保全基本方針に基づき、気候変動等による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、『玄界灘沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」、「海岸保全に関するその他重要事項」を見直し、変更するものである。



目次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項 1

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項.....	1
2. 玄界灘沿岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	2
2.1 玄界灘沿岸の概要.....	2
2.1.1 自然的特性.....	2
2.1.2 社会的特性.....	3
2.1.3 海岸環境.....	10
2.1.4 海岸利用の現状.....	12
2.1.5 海岸保全の現状.....	13
2.1.6 現状特性の総括.....	18
2.2 玄界灘沿岸の長期的な在り方.....	21
3. 海岸の防護に関する事項.....	22
3.1 防護の目標.....	22
3.2 防護に関する施策.....	26
4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	29
4.1 海岸の整備及び保全に関する施策.....	29
5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	30
5.1 公衆の適正な利用に関する施策.....	30

第Ⅱ章 海岸保全施設の設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域.....	31
1.1 整備対象区域の選定方針.....	31
1.2 整備対象区域選定.....	33
2. 海岸保全施設の種類・規模及び配置等.....	38
2.1 海岸保全施設の整備内容.....	38
2.2 3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	39
2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法.....	39

第Ⅲ章 海岸保全に関するその他重要事項 66

1. 関連計画との整合性の確保.....	66
2. 関係行政機関との連携調整.....	66
3. 地域住民の参画と情報公開.....	67
4. 計画の見直し.....	67

2. 玄界灘沿岸の現況及び保全の方向に関する事項

2.1 玄界灘沿岸の概要

2.1.1 自然的特性

(1) 地形・地質

玄界灘沿岸は、三里松原・さつき松原・生の松原海岸等の砂浜海岸や芥屋大門に代表される海食崖、海の中道に見られる陸けい砂州等、全国屈指の多様な海岸地形を有している。

こうした海岸地形は地形をつくる岩石の違いから、「博多湾から芦屋」の海岸と「糸島半島」の海岸に二分できる。

「博多湾から芦屋」に至る海岸では主に、白亜紀の花崗岩類・安山岩類・堆積岩類、古第三紀の堆積岩類（炭田の地層）と新第三紀の玄武岩が岩盤をつくっており、古い時期の地殻運動の累積により北北西～南南東あるいは北西～南東方向に帯状配列をしている。岩石の形成後、長期間の風化・侵食を受けたため、風化・侵食に弱い花崗岩や古第三紀堆積岩類は削られてくぼ地をつくり、そこに第四紀層を堆積させたため平野や単調な海岸となっている。一方、風化・侵食に比較的強い白亜紀の安山岩類・堆積岩類と新第三紀の玄武岩は平坦化せず突き出た地形となって丘陵や山地を形成しているほか、海岸では岬や岩石海岸、島や海食崖を発達させている。

糸島半島ではほとんど白亜紀の花崗岩類からなるために侵食が進み、全体的に低い丘陵性の地形となっていて、単調な海岸線をつくっている。部分的に風化・侵食に比較的強い変成岩類や新第三紀に噴出した玄武岩の火道が分布しており、これらが突き出た地形となって低い山地のほか岬や岩石海岸、海食崖を発達させている。

(2) 気象・海象

玄界灘沿岸の気候区分は、日本海型に分類され、夏季は晴天が続き気温が高く、冬季は曇りや雨が多く日照時間も少ないが、対馬暖流の影響もあり降雪は少なく、年平均気温は約18度、年降水量~~1660~~1800mmである。

また、当沿岸は、夏季から秋季にかけて多くの台風の襲来を受けるが、湾口が北に向いていることや、砂浜のもつ自然防護機能により高潮による被害はほとんどみられない。

その他、玄界灘沿岸は冬季の季節風の影響により福岡県の他の地域に比べ風速が大きく、冬季の波浪が高いのが特徴である。

(3) 流入河川

玄界灘沿岸海域には、一級河川遠賀川と24の二級河川が流入している。二級河川で代表的なもの（河川延長10km以上）としては、博多湾に注ぎ込む多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、玄界灘に直接注ぐ釣川、大根川、雷山川がある。

(4) 水質

玄界灘海域の水質は、博多湾内を除く外洋部は良好で環境基準値（COD）A類型をほぼ満足している。一方、博多湾内は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が遅く、陸域からの有機物質や栄養塩類が蓄積されやすい海域であることから、博多湾東部海域が環境基準値B類型に指定されている。その他の海域は、環境基準値A類型に指定されている。

また、玄界灘沿岸の海水浴場の遊泳期間中の水質は、~~博多湾内および遠賀地区の一部海岸が水質Bである以外は、~~水質AA～Aであり~~（平成12年度）（令和6年度）~~、いずれも良好な水質結果となっている。

(5) 関連法指定

玄界灘では、博多港港湾区域を除くほとんどの沿岸が、「玄海国定公園」に指定されている他、貴重な鳥類の生息環境を保護するため「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、~~沖ノ島が国設鳥獣保護区に、干潟が野鳥の宝庫となっている福岡市沿岸域のほか、~~沖ノ島、~~福岡市沿岸の和白干潟が国指定鳥獣保護区に、~~地島、玄界島、烏帽子島、姫島が県設鳥獣保護区に指定されている。

その他、「福岡県環境保全に関する条例」に基づき、大島自然環境保全地域、沖ノ島自然環境保全地域が指定され、自然環境の保全が図られている。

2.1.2 社会的特性

(1) 人口

玄界灘沿岸域の5市3町の総人口は163204万人、世帯数6999万世帯（平成12令和2年国勢調査）であり、このうち約8384%の人口が福岡市に集中している。また、人口と世帯数の増加率は高く、30年前と比べ沿岸域全体でともに50%以上人口は36%以上、世帯数では74%以上増加しており、~~その傾向は現在も継続し、非常に~~活力のある沿岸である。

(2) 産 業

玄界灘沿岸の産業は、就業人口をみると約79.82%と第三次産業の割合が高く、商業が主産業となっている。一方、宗像市は、玄界灘と関わりの深い漁業・水産業就業者の割合が高く、また、糸島市は農業就業者の割合が高い。

(3) 漁 業

玄界灘沿岸の漁業は、漁船漁業、特に網漁業が盛んであるが、漁業種類別漁業経営体数と漁業種別生産量はともに減少傾向にある。

現在、対象域沿岸には31の漁港があり、このうち博多漁港が特定3種漁港で、その他の構成は第1種漁港が14漁港、第2種漁港が14漁港、第4種漁港が2漁港となっている。第4種漁港である

沖の島漁港・小呂島漁港は、漁業の沖合化によって避難港、前進基地としての役割が高まってきている。

なお、玄界灘沿岸域の漁港で、陸揚量が多いのは博多漁港、鐘崎漁港、西浦漁港、唐泊漁港等である。



鐘崎漁港(宗像市)

(4) 交 通

a. 交通網

玄界灘沿岸域は、北九州から鹿児島に至る九州の大動脈である国道3号、JR鹿児島本線や、沿岸域の市町村を結ぶ国道495号、国道202号等の道路、ならびに西鉄貝塚線（新宮～貝塚）、JR筑肥線（姪浜～伊万里）、JR香椎線（西戸崎～宇美）等の鉄道がとおっている。

また、博多港が国際航路である釜山への定期旅客航路や、国内航路として壱岐、対馬、五島航路、~~沖縄航路、直江津・室蘭航路~~を有している。その他、沿岸域の離島である地島、大島、相島、玄界島、能古島、姫島、小呂島にも沿岸域の各地から定期旅客船が就航している。

b. 港湾・空港

玄界灘沿岸域には、~~特定重要港湾国際拠点港湾~~博多港、~~地方港湾（避難港）~~大島港、~~地方港湾~~芦屋港の3港がある。~~博多港は、福岡都市圏を中心とする背後圏に生活関連物資を安定供給する生活港湾として、また、北米、欧州、中国、東南アジア等との国際貿易港として発展している。~~博多港は、九州・西日本



博多港(福岡市)

の玄関口として、また、アジア・世界につながる

~~拠点港湾として発展している。~~大島港は、島民の交通手段の拠点および観光客の玄関口として重要な役割を担っている。芦屋港は遠賀川の河口西側に位置し、北九州地域の水産物の供給拠点、地域経済における建設資材等の流通基地として利用されている。

また、福岡市博多区に位置する福岡空港は、乗降客数は国内第3位、~~・輸出入額ともには国内第34位~~の空港であり、国内路線はもちろんのこと、アジア・太平洋地域を中心として多くの国際路線も有しており、西日本地域の経済活動や文化の発展に大きく貢献している。

(5) 関連計画

福岡県及び沿岸の各自治体は、玄界灘の有効活用を目指した基本計画、総合計画、~~まちづくり基本構想~~を策定しており、芦屋町、宗像市、糸島市ではそれぞれ「人を育み 未来につなぐ ~~あしやまち~~活力ある産業を育むまち（芦屋町）」、「ときを紡ぎ躍動するまち（宗像市）」、「人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま人と自然と文化を生かした協働のまちづくり（糸島市）」をまちづくりの~~基本構想~~や基本理念、都市イメージとし、他に総合計画等の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」「豊かな自然環境の保全」等を上げている。

表-2.1 主な関連計画

自治体名	計画名・基本理念	基本理念、方針・都市イメージ等	玄界灘に関わる施策・目標等
福岡県	<p>「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して第四次福岡県環境総合基本計画</p> <p>～豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県～</p>	<p>災害に強いまちをつくる 経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害対策の推進 ・公共施設の適切な維持管理の推進 ・低炭素社会の推進 ・自然共生社会の推進 ・健康で快適に暮らせる生活環境の形成 ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり
芦屋町	<p>第56次 芦屋町 総合振興計画</p> <p>～人を育み 未来につなぐあしやまち～</p>	<p>活力ある産業を育むまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の整備と活用 「海浜公園」や「夏井ヶ浜ままゆう公園」などの美しい自然を活かした観光資源の整備 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づいた海浜公園やレジャープールの計画的な改修 響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然を活かした観光資源の整備 ・住民参画型観光の推進 砂浜の美術展の再開を検討 ・地域資源を活かした観光の推進 あしや花火大会やあしや砂像展は、実行委員会組織による住民参加型の運営を継続 ・芦屋港の活性化の推進 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光 レジャーの拠点として、海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港の レジャー港化を計画的に推進
		<p>環境にやさしく、快適なまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と美化 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組む 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策 ・緑地の保全と育成 風害、飛砂などの対策として、保安林などの保全や育成への取り組み 福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全
岡垣町	<p>岡垣町 第56次 総合計画</p> <p>～自然と共生するしあわせ実感都市岡垣～</p>	<p>自然を守り、活かし交流を生むまち</p>	<p>三里松原と美しい海岸を守る</p>
		<p>安全・快適に暮らせる持続可能なまち</p>	<p>災害に強いインフラを整備</p>
		<p>住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元気なまちー岡垣</p>	<p>三里松原と美しい海岸を維持(基本計画・基本方針)</p>

自治体名	計画名・基本理念	基本理念、方針・都市イメージ等	玄界灘に関わる施策・目標等
宗像市	第2次 宗像市総合計画(中間見直し)	ときを紡ぎ躍動するまち 豊かな自然と歴史を活かしたともに生きるまち	「地域産業の活性化」 「資源を活かした島の活性化」 「歴史文化の保存と活用」 「自然環境の保全と再生」 ・豊かさを守り育む海づくり 豊かな海づくりの推進 さつき松原の保全と再生
福津市	福津市 総合計画 福津市まちづくり計画 「まちづくり基本構想」	豊かな自然をみんなで守り育てる 自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち	・環境創生・環境保全活動 ―津島干潟の生態系の回復を目指し、生物調査などの干潟再生事業の実施 受け継がれてきた自然を守り、育てる 環境保全 自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち 観光振興 福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち
古賀市	第4次総合 振興計画 第5次古賀市総合計画 基本構想	つながり にぎわう 快適安心都市 ことが ひと育つ ことが育つ	松林などの自然を次世代に受け継ぐための 自然の保全・整備 環境の保全と継承 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全
新宮町	新宮町 第5次 総合計画 第6次新宮町総合計画	人が輝き、快適に暮らせる元気なまち 新宮 人がいきいき未来をつむぐ挑戦するまち しんぐう	・自然の保全と活用 ―新宮海岸では白砂青松の清掃活動、松くい虫防止薬剤散布、飛砂対策 ―新宮海岸・相島では海岸線の漂着ゴミ回収 環境にやさしく快適に暮らせるまち 自然環境などの保全と活用
福岡市	第9次 基本計画 第10次 基本計画	人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市 人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市	「生物多様性の保全とみどりの創出(博多港や玄界灘の白砂青松などの保全)」(施策) 「博多湾活用空間(人流・物流やレクリエーション・スポーツ・歴史)」(空間構成目標) 「都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり」(施策) 「博多湾水際帯」(空間構成目標) 自然海岸や干潟、海浜公園などにより、博多湾を囲み、連続した緑地と水際空間を形成。
	博多港 港湾計画	活力と存在感に満ちた「日本の対アジア拠点港」	エコパークゾーンを「自然的環境を整備又は保全する区域」として位置づけ、市民との共働による環境の保全と創造の取組みを促進するとともに、水底質の改善や身近に自然とふれ合える場の形成などを図る。(計画内容)
糸島市	第12次糸島市長期総合計画	人と自然と文化を生かした協働のまちづくり(まちづくり基本理念) 人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま	海、山、川をたいせつにした街づくり(まちづくりの基本目標) 農林水産業の活性化(農林水産業の振興の施策) 豊かな自然環境の保全(環境の保全の施策)

(6) 歴史文化

玄界灘は古来より漁撈^{ぎよらう}の民の活躍の舞台であり、氷河期に大陸から陸続きの朝鮮海峡を渡ってきた人類は、縄文時代になると湾岸に居住するようになり漁撈が本格化した。

縄文時代晩期になると、玄界灘を渡ってきた渡来人によって米づくりの技術が入ってくるようになった。福岡市博多区の板付遺跡から発見された水田跡と定住居跡は、人々の生活様式に変化が起こったことを示している。また、その後に誕生した古代国家の首長達は、倭の国王が光武帝に朝貢し、漢委奴国王^{かんのわのなのこくおう}の金印を授かったことから推察できるように、大陸との交流を重視した。

4世紀から5世紀にかけて日本の支配を確立した大和朝廷は、奈良時代から平安時代初期にかけて遣隋使と遣唐使を派遣し、大陸文化の移入を国策として推し進めた。その拠点として整備されたのが太宰府の外港であった那の津（博多）で、鴻臚館^{こうろかん}と警固所^{けいごしょ}が設置され、鎌倉時代には玄界灘を挟んだ「国際都市 博多」として大いに発展してきた。

南北朝時代から室町時代以後、西国大名や寺社が玄界灘の貿易の主役となり、近世初頭には豊臣秀吉の保護を背景に博多の豪商が、対明・朝鮮貿易で活躍し、国内の産業開発にも貢献した。このように玄界灘は、ヒト、モノ、技術や情報が往来する歴史的な舞台であったといえる。

また、玄界灘は古来より海の難所として知られており、航海や漁撈の無事を祈願した祭祀遺物が沖ノ島から発見されている。沖ノ島は千年以上の間、一木一草たりとも島外に持ち出すことを禁じる厳しい掟に守られてきた神の島であり、12万点に及ぶ祭祀遺物が発見されたことから「海の正倉院^{しょうそういん}」と称されている。この沖ノ島の沖津宮^{おきつみや}と、大島の中津宮^{なかつみや}、宗像市の辺津宮^{へつみや}を加えた総称が、宗像三女神を祭神とする宗像大社^{むなかたたいしゃ}である。かつてその神主と兼ね神郡の大領であった豪族は、中央政権とのつながりも深かった。宗像大社は現在においても、全国六千数百社の宗像神社の総本山として、また天孫^{てんそん}の守護と海上交通の神として皇室をはじめとして崇敬されている。

さらに、玄界灘は国境の最前線としてたびたび国難の舞台となった。歴史上最大の国難であった鎌倉時代の元寇^{げんこう}は特に有名であり、1274年（文永11）、1281年（弘安4）の二度にわたる蒙古の襲来を受けた。

江戸時代に入ると、1635年（寛永12）に鎖国令が出され、玄界灘を中継した大陸との往来が断絶した。鎖国中、唯一の大陸との交流としては、1607年（慶長12）から1811年（文化8）までの間に計12回、朝鮮から派遣された友好使節「朝鮮通信使」があった。一方、大陸との交易が絶たれたことにより、国内の海運は、東廻航路・西廻航路を開発後、盛んとなり、能古島、今津、浜崎、宮浦、唐泊の浦を基地とする「五ヶ浦廻船」は、北海道を含む全国各地の米や木材を江戸・大阪に運ぶ等隆盛を極め、明治時代まで続いた。



元寇防塁跡(福岡市)

このように、玄界灘は歴史の表舞台に幾度となく登場する、豊穰の歴史を持つ海といえる。

2.1.3 海岸環境

(1) 生態系

玄界灘沿岸における植生は、広く防風林として植林されたクロマツ林等があり、三里松原、さつき松原、生の松原、幣の松原等に代表される風光明媚な白砂青松の景観を生み出している。また、環境省指定特定植物群として、さつき松原の海浜植物群落やボウランを含むクロマツ林、大島のハマヒサカキ低木林、雁ノ巣の海浜植物群落、玄界島・姫島のハマオモト（ハマユウ）等を含む海浜植物群落、瑞梅寺川河口の塩沼地植物群落、幣の松原の砂丘植物群落、芥屋のハマヒサカキ低木林を含む海岸斜面の植物群落、雷山川河口下流のハマボウ群落等がある。その他、芦屋海岸町夏井ヶ浜地区のハマユウ群はまゆう自生地（県指定天然記念物）、博多港海岸能古地区のキビヒトリシズカ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）、西浦漁港海岸のゲンカイミミナグサ（ともに環境省絶滅危惧Ⅱ類準絶滅危惧種）が植生している。

博多湾内の今津干潟、和白干潟等は野鳥の宝庫となっており、サギ類、シギ類等が多数飛来している。その中には、クロツラヘラサギ（環境省絶滅危惧ⅠA類ⅠB類）等の絶滅の恐れのある希少鳥類がみられる。また、今津干潟にはカブトガニ（環境省絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、干潟環境の保全が望まれている。その他、岡垣町や福津市の海岸は、アカウミガメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類ⅠB類）の産卵場所となり、福津市では「ウミガメうみがめ課」が設置され、砂浜海岸の保全が地域住民により望まれている。

また、玄界灘沿岸域は良好な藻場等が広く分布しており、イカ、イワシ、アジ、サバ等の多種多様な魚介類が生息している。



ハマユウ群はまゆう自生地（芦屋町）



干潟に集まる野鳥（福岡市）



アカウミガメ（岡垣町）

(2) 景 観

玄界灘沿岸は、多数のポケットビーチが点在する岩石海岸と相まって、非常に変化に富んだ景観をなす。

三里松原海岸やさつき松原海岸、幣の松原海岸（ともに白砂青松百選）等は砂浜と広大な松林がコントラストをなす白砂青松の美しい景観を醸しだし、芥屋大門（国指定天然記念物）に代表される侵食作用によってつくられた海食崖は男性的な景観をなし、今津や和白、津屋崎等の干潟は多様な生物が生息する穏やかな景観をつくっている。また、博多湾と玄界灘を遮り志賀島と陸地をつなぐ陸けい、砂州海の中道は、玄界灘の特徴的な景観となっている。



白砂青松・三里松原(岡垣町)



陸けい・砂州・海の中道(福岡市)



海食崖・芥屋大門(糸島市)



和白干潟(福岡市)

2.1.4 海岸利用の現状

玄界灘沿岸は、百万都市福岡市・~~北九州市~~を背後に有する九州屈指の海洋レクリエーションの場となっている。

玄界灘沿岸の砂浜海岸は、日本の水浴場88選（H13年）に選ばれた芥屋海水浴場等数多くの海水浴場となっているほか、花火大会や芦屋海岸の「~~砂浜の美術展あしや砂像展~~」や博多港海岸百道地区のビーチバレー等の砂浜を利用したイベントが催されている。

また、糸島半島北沿岸・海の中道北沿岸・福岡海岸等では強風とそれにとまなう波を利用したサーフィン・ヨット等のマリンスポーツが盛んに行われている。

一方、岩石海岸は、糸島市の芥屋大門に代表されるような奇岩が多く存在し、有数の観光名所となっている。また、岩石海岸は磯釣りの絶好のスポットであり、週末ともなれば数多くの釣り人で賑わいを見せる。さらに、海域に有る漁場を有する本沿岸では、新鮮な魚介類を食することができることで有名である。

また、当沿岸沖は~~福岡県のすべての離島が存在し、~~に位置する大島、能古島等は島全体が観光地となっている。

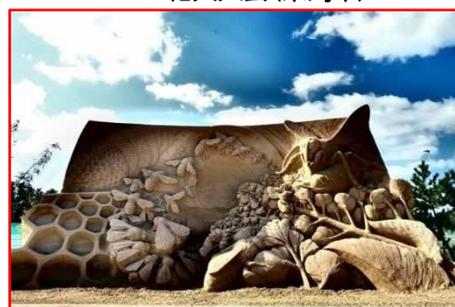
博多湾内の海岸は、都心部に近接していることもあり、沿岸地域に図書館等の文化施設、マリワールド、~~マリノア、ベイサイドプレイス~~等のアミューズメント施設や国営海の中道海浜公園・~~マリジム~~、シーサイドももち海浜公園等の海浜公園等が立地していることから、多様な海洋性レクリエーション活動が盛んに行われている。



海水浴場（福津市）



花火大会（糸島市）



砂浜の美術展あしや砂像展（芦屋町）



ウィンドサーフィン（福津市）

さらに、博多湾では、ヨット活動が盛んで、湾内には福岡市立ヨットハーバーを含めて保管施設が7施設ある。

そして、博多湾内外問わず、玄界灘沿岸には海上の祭りみあれ祭（宗像市）や元寇防塁跡（福岡海岸大原地区等）に代表されるように、海岸周辺の祭事や史跡等の観光資源にも恵まれていることも特徴である。



みあれ祭（宗像市）

このように、玄界灘沿岸は、地域住民により様々な形で利用されている沿岸といえる。

2.1.5 海岸保全の現状

(1) 既往災害

玄界灘沿岸は台風が襲来することは多いが、湾口が北に向いていること、砂浜が防護機能を有することより、高潮による被害はほとんどない。昭和20年～30年代には、昭和26年のルース台風をはじめとする台風通過時の波浪や冬季波浪等により、海岸保全施設の被災を受けていたが、海岸整備が進められた結果、現在大きな施設被害はみられない。



冬季波浪による浸食被害(新宮町)

現状の玄界灘沿岸に係わる海岸被害としては、砂浜の侵食が主なものであり、浜崎地区海岸、新松原地区海岸、鐘崎地区海岸、古賀地区海岸、新宮地区海岸等で過去・現在に侵食被害が見られる。

(2) 海岸事業の変遷

玄界灘沿岸の海岸整備は、昭和31年「海岸法」の制定以前は、台風や冬季波浪による災害復旧を目的とし、主として護岸の整備等が行われてきたが、その後法律に基づき計画的に侵食や越波・波浪被害に対して整備が進められてきた。

近年になると、海岸利用者の余暇時間の増大に伴う沿岸域の多目的利用の要請が高まり、それに対応するために、海岸環境整備事業等により、海水浴場や海浜公園等の整備が行われている。しかしながら、沿岸漂砂の遮断、供給土砂の減少等により、侵食がみられる海岸も残っているのが現状である。

(3) 海岸整備状況

玄界灘沿岸では総延長は304 kmのうち142 kmが海岸保全区域に指定されており、そのなかで海岸保全施設の整備が行われている。海岸保全区域の管理区分を図一・2・1(次々頁参照)に示す。

玄界灘沿岸の海岸保全施設は、海岸保全区域に対して約65%の整備が完了しているが、老朽化施設の更新や、侵食対策、海岸環境整備等、整備が必要な海岸も残っている。

表一2.2 玄界灘沿岸の海岸総延長の内訳

項 目	延長 (Km)
沿岸海岸総延長	304
海岸保全区域延長 (要保全海岸延長・要指定延長・二線堤延長)	142
要保全海岸延長	152
国土交通省	
河川局	48
港湾局	30
農林水産省	
水産庁	31
農村振興局	0
国交省河川局・農水省農村振興局 共同	43
要指定延長、二線堤	10
一般公共海岸延長	66
その他海岸延長	96

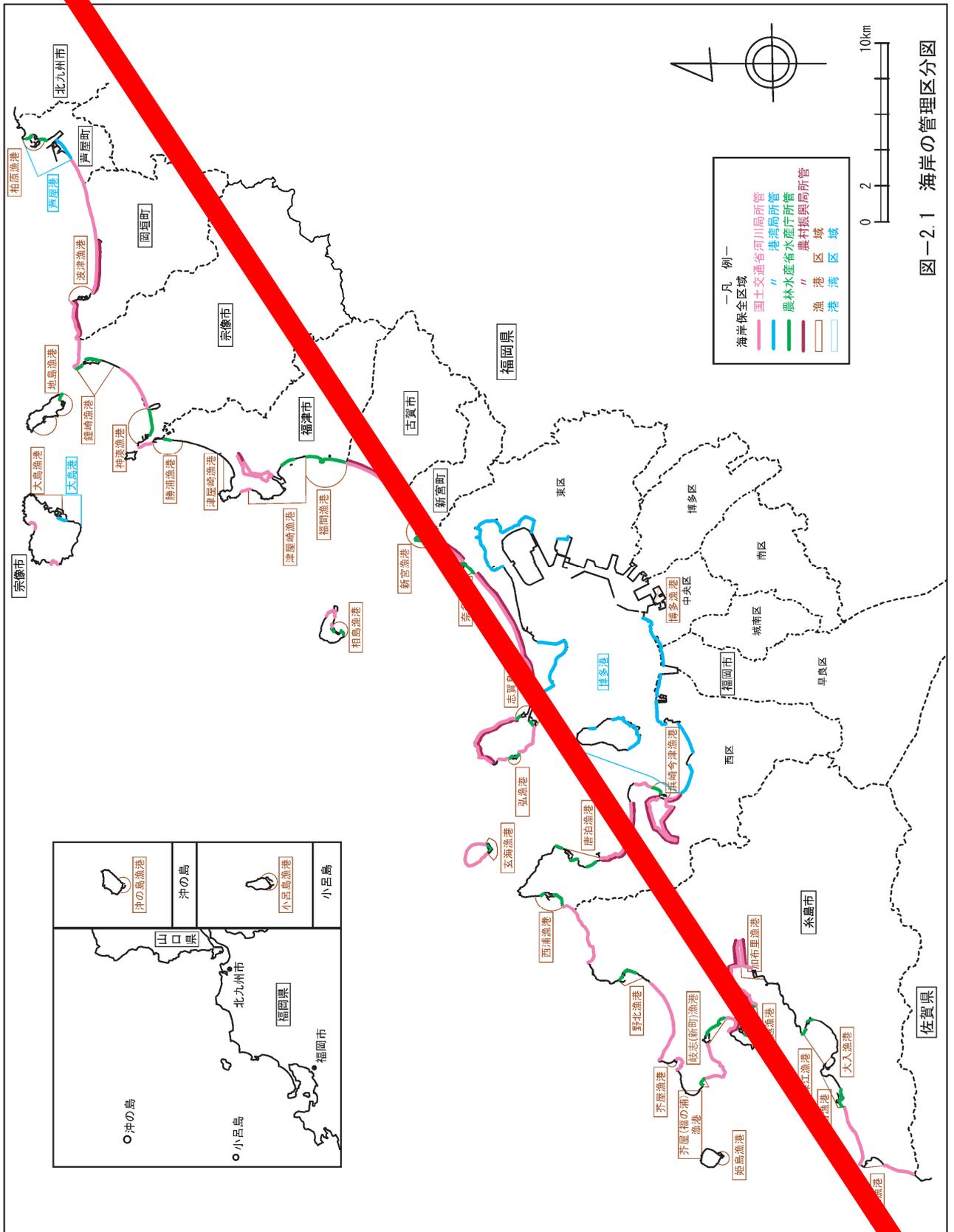
延長は沿岸別市町村別海岸統計(H12)より抜粋

表一2.3 玄界灘沿岸の海岸保全区域延長と整備率

項 目	延長他
海岸保全区域延長 (km) ①	142
海岸保全施設の有効延長※ (km) ②	92
整備率 (%) ②/①×100	64.8

各延長は海岸統計(H12)より抜粋

※堤防・護岸等は施設延長、突堤・離岸堤等は施設により防護される海岸防護延長



(43) 海岸美化活動

玄界灘沿岸の海岸では、砂浜海岸を中心に、岸域の各自治体の協力のもと、地域住民やボランティア団体による美化活動が行われている。その活動は、ほぼ全ての自治体で行われている。



海岸美化活動(新宮町)

表－2.42 海岸美化活動状況

市町村	海岸(地区単位)	清掃主体	主な清掃者
芦屋町	芦屋港・柏原漁港海岸他	地区衛生組織等	住民
岡垣町	新松原海岸	岡垣町等	岡垣町環境衛生協議会・クリーンアップサンリー海岸実行委員会 住民・中学生等ボランティア
宗像市	玄海海岸(江口地区海)	宗像漁業協同組合 コミュニティ運営協議会	組合員、住民
	鐘崎漁港海岸等		
	神湊漁港海岸		
	地島漁港海岸		
福津市	津屋崎漁港海岸	福津市	シルバー人材センター他
	白石海岸		
	勝浦漁港海岸		
	福間漁港海岸		
古賀市	古賀海岸	ラブアースクリーンアップ事務局他	ボーイスカウト・他各種団体・行政区
新宮町	新宮相島漁港海岸	新宮町他	ボランティア・委託業者
福岡市	百道地区海岸他	福岡市	ボランティア・委託業者
糸島市	芥屋海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	志摩野北海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	志摩金山海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	加布里漁港海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	二丈深江海岸	深江の自然と環境を守る会 (深江校区振興協議会)	校区住民、学生、企業のボランティア(年4回、海岸、松林清掃)
	二丈海岸(姉子の浜)	福吉工区振興協議会	校区住民のボランティア(年12回)
	二丈海岸(福吉)	二丈吉井下行政区	区民のボランティア(年4回)
	二丈福井海岸	二丈福井行政区	区民のボランティア(年3回)
	二丈佐波海岸	二丈佐波行政区	区民のボランティア(年2回)
	各漁港及び付近海岸	糸島漁業協同組合	漁業者(海の日に伴う清掃活動)

(平成27年度調べ)

市町村	海岸(地区単位)	清掃主体	主な清掃者
芦屋町	芦屋港・柏原漁港海岸等	芦屋町環境美化推進委員会等	住民 (芦屋海岸クリーンキャンペーン・ラブアース)
岡垣町	新松原海岸	岡垣町、 ラブアース・クリーンアップ (岡垣町環境衛生協議会)	住民、事業者、ボランティア等
宗像市	玄海海岸(江口地区海岸)	宗像漁業協同組合 コミュニティ運営協議会 各種ボランティア団体	組合員 住民 ボランティア
	鐘崎漁港海岸等		
	神湊漁港海岸		
	地島漁港海岸		
	大島漁港海岸等		
福津市	津屋崎漁港海岸	福津市	シルバー人材センター、ボランティア清掃 等
	白石海岸		
	勝浦漁港海岸		
	福岡漁港海岸		
古賀市	古賀海岸	ラブアース・クリーンアップ事務局等	ボーイスカウト・他各種団体・行政区
新宮町	新宮相島漁港海岸	新宮町等	ボランティア・委託業者
福岡市	百道地区海岸他	ラブアース・クリーンアップ	一般参加のボランティア
糸島市	芥屋海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	志摩野北海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	志摩大口海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	加布里漁港海岸	糸島市	ボランティア(ラブアース)
	二丈深江海岸	深江の自然と環境を守る会 (深江校区振興協議会)	校区住民、学生、 企業のボランティア(年4回、海岸、松林清掃)
	二丈海岸(姉子の浜)	福吉校区振興協議会	校区住民のボランティア(年12回)
	各漁港及び付近海岸	糸島漁港協同組合	漁業者(海の日に伴う清掃活動)

(令和6年度調べ(一部、令和5年度調べを含む))

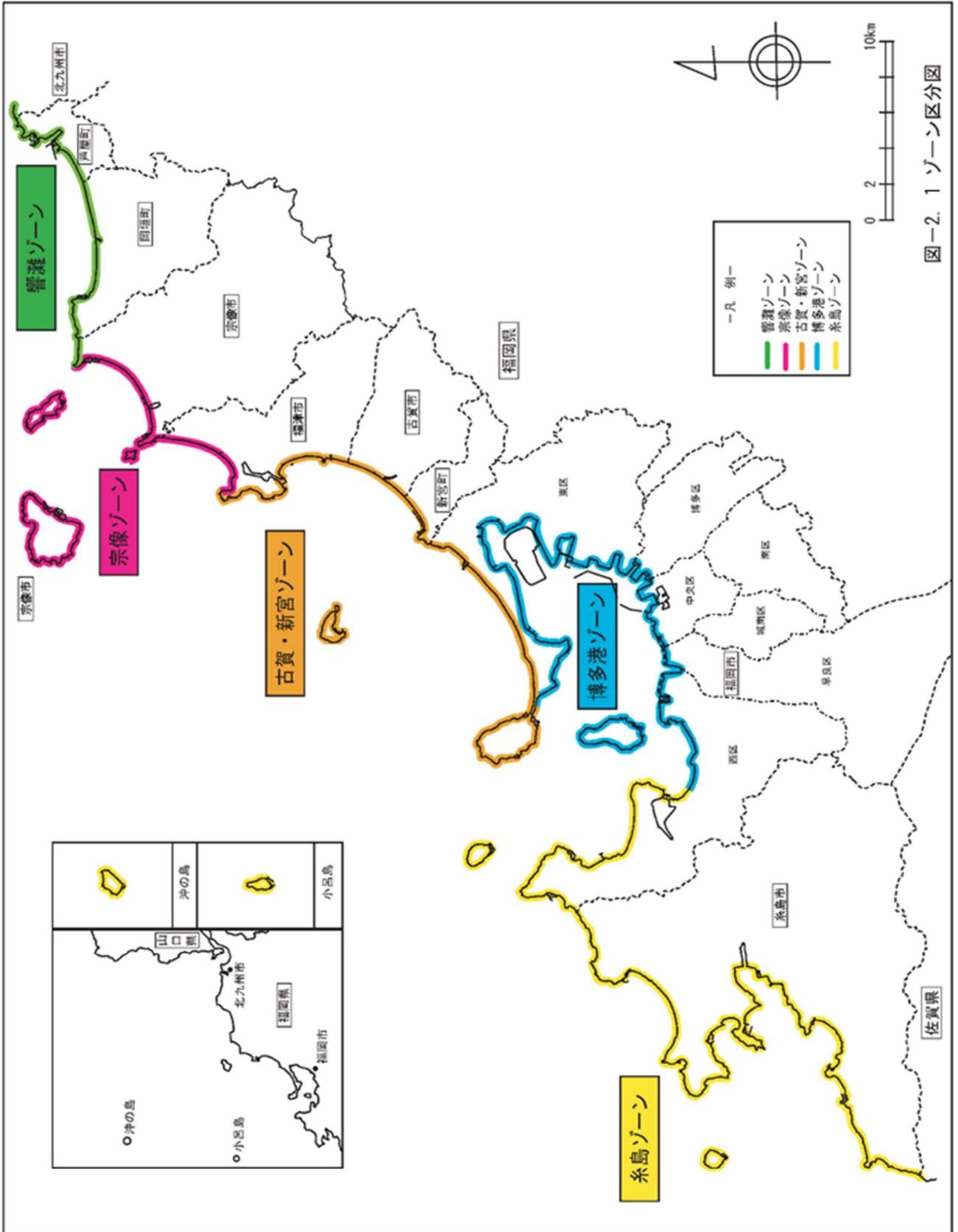
2.1.6 現況特性の総括

玄界灘沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸環境、海岸利用、海岸保全の現況特性をふまえて、当沿岸を以下の5ゾーンに分類し、その特性を整理した。

また、各ゾーンの沿岸海岸の特性を「自然的特性」、「社会特性」に、「環境・利用」、「防護の現況」を加えて表-2.6に総括して示す。

表-2.53 ゾーン区分

ゾーン名	区間	対象市町
糸島ゾーン	糸島市西端～福岡市西区今宿	福岡市（小呂島・玄界島を含む）、糸島市（姫島を含む）、沖ノ島（宗像市）
博多港ゾーン	福岡市西区今宿～福岡市東区西戸崎（博多港港湾区域）	福岡市（能古島を含む）
古賀・新宮ゾーン	福岡市東区西戸崎～鼓島先（旧津屋崎町）	福津市、古賀市、新宮町、福岡市
宗像ゾーン	鼓島先（旧津屋崎町）～鐘ノ岬（旧玄海町）	宗像市（大島、地島、勝島を含む）、福津市
響灘ゾーン	鐘ノ岬（旧玄海町）～北九州西境界	芦屋町、岡垣町、宗像市



2.2 玄界灘沿岸の長期的な在り方

<基本理念>

本**海岸保全基本**計画の策定区域である玄界灘沿岸域は、アジア・世界との交流拠点である福岡市を擁し、東に北九州市と接する人と産業が集積する活力あふれる地域である。

玄界灘は、古代から我が国と大陸を結ぶ、ヒト、モノ、技術や情報が往来する航路であり、その後の地域文化形成に多くの役割を果たしてきた。

玄界灘沿岸の海岸は、多数のポケットビーチを有し、海水浴、花火大会、ウィンドサーフィン等季節毎に賑わいをみせ、沿岸域や近隣市町村の住民の憩いの場となっている。

筑前八松原と称され黒田藩政時代に植林された三里松原、さつき松原や弊の松原等の白砂青松の海岸、玄界灘の荒波が造形した芥屋大門の海食崖、点在する岩石海岸、陸けい砂州で有名な海の中道は、「玄海国定公園」の特徴的な景観を醸し出している。

福岡都市圏の発展や離島の生活を支えてきた博多港は、経済活動の基盤として、魅力的なウォーターフロントを提供する交流・余暇空間として、大きな役割を果たしている。

玄界灘沿岸は、干潟も多く、渡り鳥の休息・越冬地となり、今津干潟や津屋崎干潟はカブトガニの生息地となっており、恋の浦海岸や三里松原海岸の砂浜には、アカウミガメが産卵に訪れる。

また、玄界灘沿岸は、古来より豊かな漁場として、沿岸の住民に海の幸を恵んできた。

このように、玄界灘は、沿岸域の歴史・文化の形成、産業の発展に深く係わるとともに、住民に豊かな生活環境を提供している。

玄界灘沿岸における海岸保全の方向性の長期的な在り方を示すものとして、以上のような沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸環境、海岸利用、海岸保全の現況特性を踏まえて、「基本理念」を以下のように設定する。

基本理念

『テーマ』

～白砂青松玄界灘^{まも}護って伝える憩いのなぎさ～

『理念』

沿岸域の歴史を刻み、文化を育み、活力を生む玄界灘の多様で美しい海岸を次世代に継承する。

- ①快適で安全な海辺空間を保全し、次世代に継承する。
- ②沿岸域住民の憩いの場や余暇空間として海岸の保全を図る。
- ③玄界灘が育んだ固有の環境と景観の保全を図る。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

玄界灘沿岸の防護に関する目標を以下のとおり定める。

〔白砂青松の保全〕

玄界灘沿岸は、砂浜と松原を有した海岸が多く存在し、越波、飛砂、潮風、高潮から住宅、農地、道路等の生活・産業基盤を守ってきたこともあり、砂浜海岸の侵食防止ならびに松原の保全すなわち白砂青松の保全を図ることとする。

〔高潮・波浪・越波からの防護〕

玄界灘沿岸は、地勢的な要因から高潮による被害は少ないものの、冬季波浪が高く、台風の常襲地域であるにもかかわらず、港湾、漁港、農地、主要道路、鉄道ならびに生活道路が海岸線に配置されている。これらを勘案し、台風時の高潮ならびに波浪による沿岸施設の被害の防止、越波による後背地の被害の防止を図ることとする。

〔津波からの防護〕

玄界灘沿岸では、これまで大きな津波は記録されていないが、近年、津波が当沿岸に到達する可能性があるものとして、山陰沖（「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成9年、福岡県）」）や日本海東縁部に震源地が設定されているものの他、玄界灘沖の活断層の活動による津波の発生も懸念されている。（「福岡県地域防災計画・震災対策編（平成12年、福岡県）」）従って、津波被害が生じる可能性もありうることに配慮する。

〔国土の保全〕

玄界灘沿岸は、福岡市を中心に、商業、工業、農業、漁業等の産業基盤が均衡をもって配置され、豊かで活力のある生活圏を形成している。玄界灘の冬季波浪及び台風時の波浪は高く、しばしば、海岸線を侵食している。これらを勘案し、波浪による侵食を防止し限りある国土の保全を図ることとする。

① 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域は、対象区間である佐賀県東境界から北九州市西境界に至る区間の内、高潮・侵食・津波の実績及び可能性のある海岸を防護の対象とする。

②防護水準

高潮の防護水準は、「過去に発生した高潮の記録に基づく既往最大潮位を計画高潮位」とし、越波については、「計画高潮位に適切に推算した波浪の影響を加え、さらに背後地の重要度を考慮して定める」こととする。

侵食による被害の防護は、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

玄界灘沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表—3.1— 防護水準

市町名	防護水準		
	高潮・越波		侵食
	潮位	波浪	
芦屋町	博多港 既往最高潮位 T. P. +1.87m (参考値) ^{※1} 既往最高潮位 北九州港:T. P. +1.16m 唐津港:T. P. +1.75m	統一資料 ^{※2} による 沖波推算値	現状の汀線維持を 原則とし、必要に 応じて汀線の回復
岡垣町			
宗像市			
福津市			
吉賀市			
新宮町			
福岡市			
糸島市			

※1:隣接する沿岸の海岸計画とのすり寄せが必要な海岸は、参考値を参照する。
 ※2:統一資料として、「北部九州沖波波高推算結果、(財)漁港漁村建設技術研究所」、
 「平成10年度 博多港気象・海象解析業務 福岡市港湾局」を用いる。

防護水準は、気候変動の影響を踏まえ、以下の3要素により決定する。なお、複数の水準が関与する海岸については、その最大値を採用することとする。

○高潮による浸水被害に対する防護水準

過去に発生した高潮の記録に基づく潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮して設定する。

計画高潮位及び波浪の設定は、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に行うこととする。その際、ハード面だけでなく、地域住民等と一体となったソフト面での対応策についても考慮し、総合的な防護を図るものとする。

計画外力については、原則以下のとおり設定する。

計画高潮位

計画高潮位は、海域特性、観測記録等から設定される平均海面水位に、気候変動による平均海面水位の上昇量と潮位偏差を加えて設定する。

平均海面水位

文部科学省及び気象庁による21世紀末の平均海面水位上昇量（2℃上昇シナリオ）の平均値から設定する。

潮位偏差

気候変動により想定される台風の中心気圧の低下量（※）を反映した高潮シミュレーションにより偏差を推算する。

※気候予測データベース上の現在気候と将来気候（2℃上昇相当シナリオ）の台風中心気圧の変化率により設定。

計画波浪

計画波浪は、各海域の特性を考慮した算定手法により設定する。また、長期間の波浪推算に基づく最新の統計値及び気候変動の影響により将来予測される長期変化量を考慮し設定する。

計画規模は、防護対象となる背後地の状況等を勘案し、適切に設定する。

なお、外力の変化には予測の幅があることから、地域特性や施設整備の効率性を留意したうえで、必要に応じて平均値に予測幅を考慮した値を施設設計に活用できるものとする。

○侵食被害に対する防護水準

侵食の進行している海岸において、現状の汀線の維持、保全を基本目標とし、必要に応じて汀線の回復を図る。

○津波による浸水被害に対する防護水準

玄界灘沿岸では、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）の高さよりも、高潮の高さの方が高いため、高潮による浸水被害に対する防護水準で整備を行う。

また、関係機関と連携し、適切な避難方法、迅速な情報伝達等のソフト対策を図るものとする。

3.2 防護に関する施策

玄界灘沿岸は、冬季風浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、その波浪による海岸侵食や越波等の災害に対して海岸保全施設の整備および被災時には施設の復旧が行われてきた。

こうした沿岸域で、地域住民の生命・財産、また自然環境を守っていくために、以下の施策のもと海岸整備を行っていくものとする。

〔海岸保全施設の防護効果の向上〕

整備効果や背後地の状況（人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況）等を総合的に勘案したうえで順次、海岸保全施設の新設や改良を行う。その際は、天端高の嵩上げ、沖合施設の組合せなど、より効果的な工法の採用を図り、高潮や津波、越波、侵食に対する防護効果の向上に努める。

整備規模が大きく、整備に時間を要する施設等では、段階的な整備を取り入れることについても検討する。

現在整備中の施設については、新たに設定した防護水準を満たすように計画を変更して整備を進める。なお、一定の防護効果の発現を急ぐ必要があると判断される場合には、段階整備として、防護水準（H28年）に基づく現在の計画により整備を継続する。

〔砂浜侵食対策〕

侵食が進行している砂浜海岸にあつては、潜堤、離岸堤、養浜工等を整備し面的防護機能の向上を図る。その場合、可能な限り自然の機能（面的防護）の保全にも配慮する。また、海面上昇の影響を受けることが懸念されているが、現時点では予測の不確実性が大きいと見られるため、継続的なモニタリングにより観測データを蓄積していくこととし、今後の新たな知見を踏まえて適宜対応策を検討する。

~~また、~~さらに、海岸侵食の原因の一つとして、土砂の供給と流出の均衡が崩れることが挙げられることもあり、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけではなく、砂の移動する範囲全体において広域的な視点に立ち対策を取るよう図る。そのためには、海岸侵食の現状及びその原因の把握が必要であり、海岸地形のモニタリング、砂利採取の実態把握、河川からの流入土砂の把握等に努める。

〔土地侵食ならびに越波対策〕

波浪により国土が消失する可能性のある海岸、ならびに波浪による施設被害、越波・高潮による沿岸被害が発生する恐れがある海岸においては、護岸、消波工、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を、積極的に採用していくよう努める。

〔高潮被害対策〕

防護水準を越える高潮被害については、地勢的な要因から被害は少ないと考えられるものの、関係行政機関や地域住民が連携し、防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策により対処するものとし、~~その具体化については、今後検討を進める。~~

〔津波対策〕

津波について、当沿岸で生じるものは過去の実績から既存施設で対処可能と考えられるものの、今後、防護できないものが生じる可能性もありうるので、関係行政機関や地域住民が連携し、防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策により対処するものとし、その具体化については、今後検討を進める。

〔施設の老朽化対策〕

護岸等施設の老朽化調査を実施し、必要な海岸については、施設の機能を損なわないように改善を図る。

〔施設の地震対策〕

地震により二次災害の発生する可能性が高いと想定される海岸については、海岸保全施設の耐震点検や対策を行うよう努める。

〔海岸林の保全対策〕

飛砂、潮風等の被害防止機能を有する三里松原、さつき松原、弊の松原等の海岸林の保全を図り、必要に応じて植林等を実施する。

〔新技術の適用〕

防護施設の計画時には、既存の技術に加え、必要によって、新しい技術の適用の可能性を考慮する。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、潮位の調査やモニタリング、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 環境の整備及び保全に関する施策

玄界灘沿岸は、三里松原、さつき松原、幣^{にぎ}の松原等白砂青松の砂浜海岸、海食崖芥屋大門、陸けい砂州海の中道等の美しい景観資源、姉子の浜の鳴き砂、今津干潟のカブトガニ、博多湾の干潟に飛来する野鳥、恋の浦海岸、三里松原海岸のアカウミガメ、海浜植物群落等、貴重で多様な生態系を有する自然の宝庫である。

これら海岸は、都市や地域住民の憩いとやすらぎの場となっている。一方、都市化による流入河川の水質、海岸林の減少等の問題も生じている。

これらを勘案して、海岸環境の整備及び保全のための施策を以下に示す。

〔自然に配慮した施設整備〕

自然と共生する海岸環境の保全を図るとともに、海岸保全施設等の整備に当たっては、生態系・景観等の海岸環境に十分配慮する。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう放置船、漂着・放置ゴミ、施設の汚損等の問題に対しては、海岸保全施設の管理者である県や市町村と、地域住民・ボランティア団体との連携を促進し、対応を図る。

〔植物保護のための車両乗入れ規制〕

海浜植物の保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて適正な規制を行う。

〔環境情報収集活動〕

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報収集やモニタリングを継続するよう努める。

〔藻場の保全と育成〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全と育成を推進するよう努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 公衆の適正な利用に関する施策

玄界灘沿岸は、芦屋、津屋崎、芥屋、生の松原等多くの海水浴場があり、都市や地域住民等に利用され、強風を利用したウインドサーフィンや、ヨット等のマリンスポーツも盛んである。

また、海上交通の神様を祭る宗像大社秋季大祭みあれ祭、桜井神社二見ヶ浦大注連掛け祭等海にまつわる祭事や芦屋海岸で行われる砂浜の美術展あしや砂像展、博多港海岸百道地区における花火大会等の催し物が行われ、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。

博多湾内には、海の中道のマリンワールド、百道地区のマリゾン、小戸地区のヨットハーバ一等のアミューズメント施設や海洋レジャー施設が立地しており、多くの人を集めている。

その他、玄界灘沿岸海域には、国内有数の漁場があり、魚介類が豊富で、志賀島・神湊等は新鮮な魚を食する客でにぎわっている。

このように、玄界灘は都市域や地域住民に、様々な場面で利用されてきた。

一方、海岸利用者が残置するゴミや砂浜への車の乗り入れによる海岸環境の悪化等が問題となっている。

以上を勘案して、海岸の公衆の適正な利用に関する施策を以下のとおり定める。

〔生活環境に配慮した施設計画〕

利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等の啓発活動推進を図る。

〔車両乗入れの規制〕

海岸への車乗り入れについて適正な規制を行う。

〔海岸へのアクセス向上〕

高齢者や障害者が海辺で遊べる施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔関連施策との連携〕

地域住民との連携、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる施策との連携を図る。

〔放置船対策〕

プレジャーボート等放置船の防止と、そのための対策を図る。

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画において「海岸保全施設の整備」は、第Ⅰ章で定めた海岸保全に関する基本的な事項を実現していく上でのハード面における対応である。海岸保全施設の整備にあたっては、以下の事項に十分配慮しながら、整備計画のある地区海岸の保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域を示した一覧表及びこれらを図示した施設計画図で構成された別冊「玄界灘沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設整備基本計画」（以下、『別冊「海岸保全施設整備基本計画」』という。）に基づき、海岸保全施設の整備促進を図る。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

1.1 整備対象区域の選定方針

~~「玄界灘沿岸の全ての公共海岸」を対象として、海岸の保全に関する基本的な事項を踏まえ以下に示す区分を行うことにより、今後整備が必要な海岸を選定した。~~

~~区分項目は、以下のとおりである。~~

~~イ. 市町村・海岸区分~~

~~地方自治体、地区海岸に準じて区分する。~~

~~なお、海岸線延長は海岸統計（H12）による。~~

~~ロ. 一般公共海岸及び海岸保全区域~~

~~公共海岸のうち、海岸保全区域の指定箇所以外は、すべて一般公共海岸とした。~~

~~なお、海岸保全区域延長・一般公共海岸延長は海岸統計（H12）をもとに算出した。~~

~~ハ. エリア特性~~

~~エリア特性は、以下の「環境保全」、「利用エリア」、「防護エリア」に区分した。~~

~~A. 『環境保全エリア』~~

- ~~1) 風光明媚な白砂青松の砂浜海岸や砂丘および陸けい砂州~~
- ~~2) 貴重な植物群落~~
- ~~3) 奇岩等を有する岩礁海岸~~
- ~~4) 貴重な生態系を育む干潟や藻場~~
- ~~5) 自然海岸~~
- ~~6) 人工海浜~~

~~B. 『利用エリア』~~

- 1) 砂浜海岸における海水浴場
- 2) 観光資源としての景勝地
- 3) 海洋性レクリエーション地
- 4) 港湾、漁港
- 5) イベント、祭事、環境教育等の利用エリア

C. 『防護エリア』

- 1) 侵食が著しい砂浜海岸
- 2) 越波により道路、住家等の被害が想定される施設がある海岸
- 3) 飛砂、飛沫の被害がある海岸
- 4) 海岸林がある海岸

ニ. 海岸の状況

海岸施設設計便覧（土木学会）に準じて、海岸を砂浜・礫浜・岩石海岸・干潟海岸に分類する。さらに、港湾・漁港等の人工施設のある海岸、人工海浜についても区別した。

ホ. 背後地の状況

道路（主要道、生活道）、山付き（自然斜面）、宅地、農地、工場、港湾施設・漁港施設、港湾施設、レジャー施設等で区分した。

ヘ. 整備状況

既に整備されている護岸、離岸堤、潜堤等の整備延長、基数を示した。

ト. 海岸整備保全施策

「ニ. 海岸の状況」「ホ. 背後地の状況」を踏まえ、考えられる施策（侵食対策、越波対策、高潮対策、環境保全、海岸利用）の抽出を行った。

チ. 要保全海岸

「ヘ. 整備状況」「ト. 海岸整備保全施策」を踏まえ、今後整備・保全を実施すべき海岸を選定した。

リ. 地区の特性

~~該当エリアで留意すべき特性を示した。~~

1.2 整備対象区域選定

~~「1.1整備対象区域の選定方針」に基づき、沿岸の全海岸について特性・現況を整理し、それを踏まえて、現在整備計画のある海岸、ならびに今後整備・保全を実施すべき海岸を整理した。要保全海岸として選定した。選定表を表1.1に、海岸位置図を図1.1に示す。~~

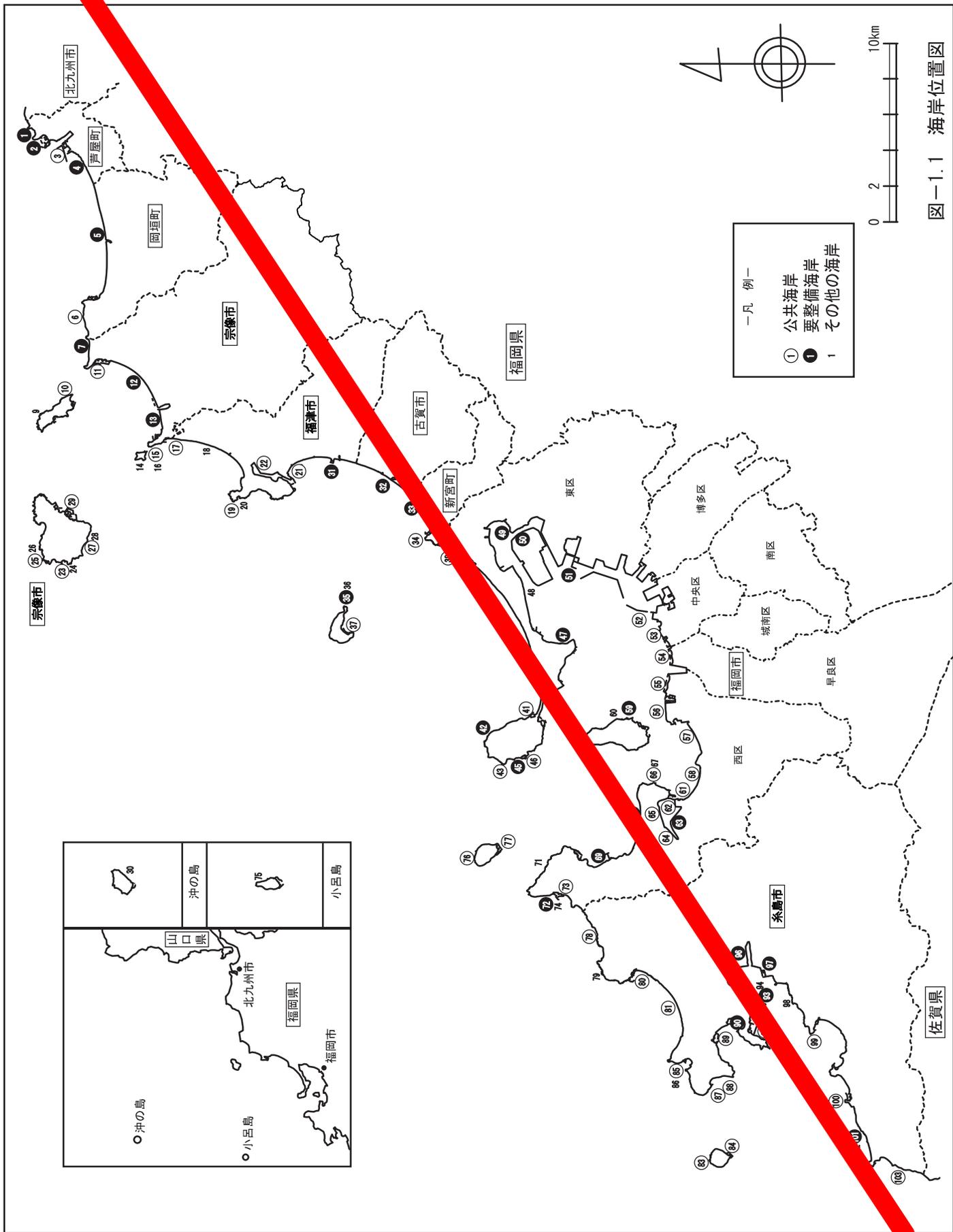


図-1.1 海岸位置図

海岸保全施設を整備しようとする区域は、前章の「3.1 防護の目標」で定めた防護すべき地域（海岸背後の宅地や農地等に対して被害の発生が想定される地域）のうち、気候変動の影響を踏まえた将来外力により現時点で「高潮、侵食、津波に対する防護の必要性がある区域」とする。

ここで「高潮、侵食、津波に対する防護の必要性がある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により、高潮、侵食、津波対策が必要な箇所について、海岸区分に加えゾーン区分や整備内容の類似性等を考慮して別冊「海岸保全施設整備基本計画」に設定した区域とする。

なお、整備区域の設定にあたっては、地区海岸等の狭小な区域のみに必ずしもとらわれず、漂砂移動特性・環境保全・民生安定等の広域的・総合的な視点に十分留意する。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

2.1 海岸保全施設の整備内容

~~整備対象として選定した要保全海岸について、海岸保全施設の計画諸元（延長、代表天端高等）ならびに整備構想（計画）を表2.1に示す。また、要保全海岸の位置図を図2.1に示す。~~

海岸保全施設の種類、規模及び配置等については、各ゾーンにおける防護・環境・利用の方向性を踏まえて別冊「海岸保全施設整備基本計画」のとおり適切に設定する。

なお、実施にあたっては、社会情勢や技術開発の進捗等も考慮しつつ、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。

(1) 海岸保全施設の種類

海岸保全施設の種類は、前章で設定した「3.1 防護の目標」のもと、海象や地形等の各種条件、景観的配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容等より総合的に判断して決定するものとする。

なお、主な海岸保全施設の種類は以下に示すとおりとする。

- ・堤防
- ・護岸
- ・胸壁
- ・突堤

- ・離岸堤
- ・消波堤
- ・防砂堤
- ・潜堤
- ・養浜
- ・陸閘、樋門、排水機場

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、地区毎の整備しようとする施設及び維持又は修繕対象となる施設延長及び代表堤防高を示すものとする。

設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の既設及び新設の整備内容との調整を十分に図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとする。

設定にあたっては、防護が必要な地域及びその土地利用状況、さらには利用面、環境面に配慮して適切に行う。

2.2 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設を整備することによって、高潮ならびに越波による被害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況は、表—2.1の要保全海岸の整備構想表に併せて示す。

2.3 (4) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視又は点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模を表—3.1のように設定する。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法は、海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡

視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努めるとともに、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、ライフサイクルマネジメントの考え方に基づく予防保全型の維持管理により、維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りながら持続的に防護機能を確保していく。

また、施設の損傷・劣化などの変状が認められたときは、その変状の発生位置や進行段階、規模に応じて適切な維持・修繕等の措置を講じる。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとし、別冊「海岸保全施設整備基本計画」のとおり設定する。

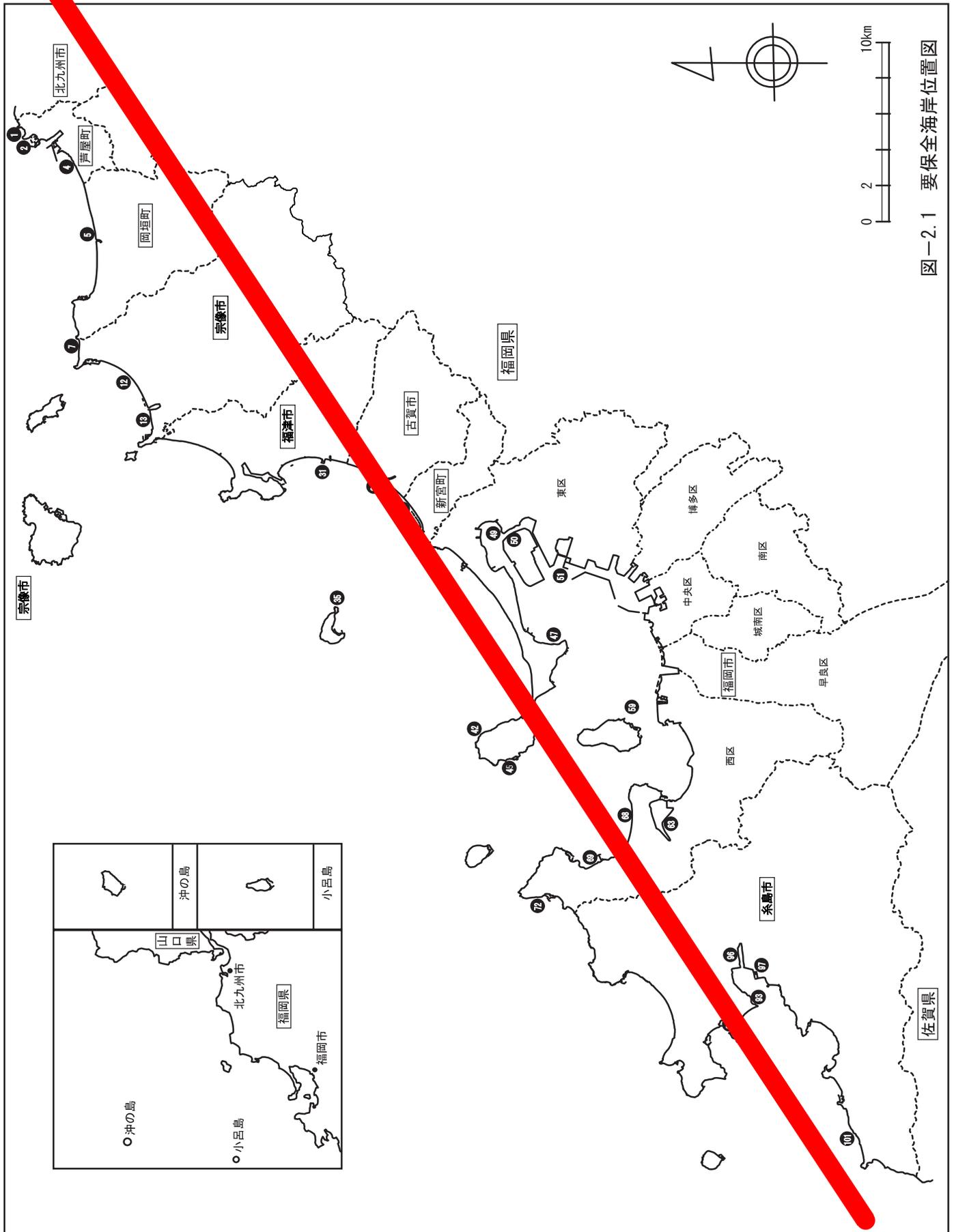


图-2.1 要保全海岸位置图

表一-2.1(1)要保全海岸の整備構想(計画)

番号	海岸名	海岸の状況	主な整備予定の施設	整備規模		整備構想	土地利用状況
				整備海岸延長m	代表天端高 I.P.+m (O.L.+m)		
1	芦屋海岸 (夏井ヶ浜地区)	砂浜 岩石海岸	侵食防止のために、優れた海岸景観に配慮した何らかの侵食対策を図り、ハマユウが生息する海岸の景観の維持保全を図る。	道路、山付き
2	柏原漁港海岸	砂浜 人工施設	(緩傾斜)護岸	213	3.50	海岸線の侵食及び護岸の老朽化が著しいため、護岸の補修等の整備を行い、後背地にある漁村や自然景観の高潮・越波被害の軽減を図る。	漁港施設、宅地、自転車道等
4	芦屋海岸(浜崎地区)	砂浜	潜堤	395	4.30	侵食防止のために、優れた海岸景観(白砂青松)に配慮し潜堤を追加する。さらに、海岸へのアクセス向上に配慮するとともに、景観の維持保全を図る。	松林、自転車道等
5	岡垣海岸(新松原地区)	砂浜	潜堤	侵食防止のために、優れた海岸景観に配慮した何らかの侵食対策を図り、白砂青松の景観の維持保全を図る。	松林、宅地、自転車道等
7	玄海海岸(鐘崎地区)	砂浜	潜堤	420	4.30	侵食防止のために、優れた海岸景観(白砂青松)に配慮し、自然景観の眺望性に配慮して潜堤を計画し、海水浴場の維持を図る。	松林等
12	玄海海岸(江口地区)	砂浜	緩傾斜護岸	侵食防止のために、緩傾斜護岸等を配置し、海岸線の眺望性を向上させる。また、海水浴場の維持を図る。	松林等
13	神楽漁港海岸	砂浜	潜堤、緩傾斜護岸、植栽	1,474	4.00	侵食防止のために、隣接する岩石海岸との調和を図り、眺望性に配慮して潜堤を計画し、植栽等による周辺環境整備も併せて、海水浴等の利用性の向上を図る。	宅地等
31	福岡漁港海岸	砂浜 人工施設	親水性を高めながら、安全で利用しやすい海岸整備を図る。	国道、漁港施設等
32	古賀海岸(古賀地区)	砂浜	突堤、潜堤	345	3.50	侵食防止のために、優れた海岸景観(白砂青松)に配慮して潜堤の追加計画をすることともに、沿岸漂砂を抑制し、海砂の流出防止に突堤を追加する。それにより、周辺住民の活動の場の維持を図る。	松林、宅地、鉄道等
33	新宮海岸(新宮地区)	砂浜	潜堤	800	1.80	侵食防止のために、優れた海岸景観(白砂青松)に配慮し、自然景観との調和を図りながら潜堤を計画し、海水浴場の維持を図る。	松林、宅地等
35	新宮海岸(相島地区)	砂浜 人工施設	潜堤、緩傾斜護岸	352	4.00	侵食防止のために、優れた海岸景観に配慮して潜堤を計画する。さらに、海岸へのアクセス向上に配慮して緩傾斜護岸を計画する。潜堤・緩傾斜護岸により、海岸全体の防波を図る。	道路等
42	志賀海岸(志賀島地区)	砂浜 磯浜	潜堤	1,000	...	すでに整備されてある突堤と緩傾斜護岸にあわせて、侵食防止のために、優れた海岸景観に配慮して潜堤を計画することともに、潜堤・緩傾斜護岸により、海岸全体の防波を図るとともに、さらなる海水浴等の利用性の向上を図る。	県道、海水浴場等
45	弘漁港海岸	砂浜	緩傾斜護岸、突堤、潜堤、養浜工	2,398	(4.50)	築場の育成に配慮した護岸、潜堤、突堤を整備することにより、築磯効果の向上を図る。護岸は海岸へのアクセス向上に配慮して緩傾斜とし、さらに周辺環境の整備及び利便性の向上を図る。	県道、漁港施設、宅地等
47	博多港海岸(西戸崎地区)	砂浜	護岸、養浜工、遊歩道	1,238	(4.00)	・防護機能強化のため、老朽化した護岸等の整備を図る。 ・親水性に配慮し、安全で利用しやすい海岸整備を図る。 ・自然石等を利用し、環境に配慮した海岸整備を図る。 ・海岸線に遊歩道等を配置して連続性を確保し、渡船場等と一体となった海岸空間の形成を図る。 ・侵食箇所については、侵食対策を講じ、海岸の保全を図る。 ・事業の実施にあたっては、地元住民等と意見の調整を図るものとする。	宅地、ビバー施設、工業地等
49	博多港海岸(和泊海岸)	砂浜 磯浜 干潟	護岸、遊歩道、植栽	4,380	(3.30) (4.20)	・防護機能強化のため、老朽化した護岸等の整備を図る。 ・海岸線に遊歩道等を配置して連続性を確保し、安全で利用しやすい海岸整備を図る。 ・野鳥等の干潟環境に配慮し、海岸の保全、創出を図る。 ・海岸線周辺の緑も取り込み、緑豊かな海岸整備を図る。 ・後背地の生活環境に配慮した海岸整備を図る。 ・都市計画道路施設の中間海浜公園線と連携した海岸整備を図る。 ・事業の実施にあたっては、地元住民等と意見の調整を図るものとする。	宅地、農地、鉄道等

表-2.1 (2) 要保全海岸の整備構想 (計画)

番号	海岸名	海岸の状況	主な整備予定の施設	整備規模		整備構想	整備後の状況
				整備海岸延長m	代表天端高 T.P.+m (D.L.+m)		
50	博多港海岸 (香椎地区)	砂浜 干潟	護岸、遊歩道、植栽	550	(3.30)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の防護機能を保ちつつ、親水性に配慮し、安全で利用しやすい海岸整備を図る。 歴史的資産の保全、活用に努める。 海岸線周辺の、緑も取り込み、緑豊かな海岸整備を図る。 海岸線に遊歩道等を配置し、7/7(ト)以外周縁地帯等と一体となった海岸空間の形成を図る。 事業の実施にあたっては、地元住民等と意見の調整を図るものとする。 	宅地、商業施設等
51	博多港海岸 (名島地区)	砂浜 干潟	護岸、遊歩道、突堤、養 浜、植栽	600	(3.70)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の防護機能を保ちつつ、親水性に配慮し、安全で利用しやすい海岸整備を図る。 海岸線周辺の、緑も取り込み、緑豊かな海岸整備を図る。 歴史的資産の保全、活用に努める。 海岸線に遊歩道等を配置し、みたと100年公園等と一体となった海岸空間の形成を図る。 事業の実施にあたっては、地元住民等と意見の調整を図るものとする。 	宅地、公園、史跡等
59	博多港海岸 (能古地区)	砂浜	護岸、消波工	340	(4.20)	<ul style="list-style-type: none"> 防護機能強化のため、老朽化した護岸等の整備を図る。 背後地にある宅地等への高潮・越波被害の軽減を図る。 事業の実施にあたっては、地物住民等と意見の調整を図るものとする。 	宅地等
63	今出海岸 (今出地区)	干潟	護岸	・・・	・・・	護岸の老朽化の問題があり、護岸の補修等を行い、背後地にある空地や農地の高潮・越波被害の軽減を図る。	宅地、農地等
68	福岡海岸 (大原地区)	砂浜	緩傾斜護岸	450	・・・	侵食防止のために、優れた海岸景観 (砂浜) に配慮しながら護岸を計画することとし、その護岸は海水浴場へのアクセス向上に配慮するものとする。	保安林等
69	唐泊漁港海岸	砂浜	潜堤	150×3	(-0.50)	天然海浜 (149m) 及び治山護岸 (89m) 前面海浜において侵食対策として、この前面海域に潜堤3基を配置し、背後資産の防護を図る。	道路、宅地、保安林等
72	西浦漁港海岸	砂浜	離岸堤	100	(4.00)	離岸堤を整備し、侵食防止と海岸全体の面的防護の形成を図る。	道路、保安林、山付き等
90	志摩海岸 (久家船越地区)	干潟	緩傾斜護岸	150	3.20	護岸の堤防高不足や老朽化の問題があり、海岸へのアクセス向上に配慮した緩傾斜護岸を整備し、後背地の越波被害の軽減を図る。	県道、宅地等
93	志摩海岸 (久家地区)	礫浜	緩傾斜護岸	505	3.60	護岸の堤防高不足や老朽化の問題があり、海岸へのアクセス向上に配慮した緩傾斜護岸を整備し、後背地の越波被害の軽減を図る。	宅地、山付き等
96	志摩海岸 (小富士海岸(1)地区)	干潟	護岸	960	・・・	護岸の堤防高不足や老朽化の問題があり、護岸の補修および嵩上げ等の整備を行い、後背地の高潮・越波被害の軽減を図る。	県道、宅地、農地等
97	前原海岸 (加布里地区)	干潟	護岸	・・・	・・・	護岸の堤防高不足や老朽化の問題があり、護岸の補修および嵩上げ等の整備を行い、後背地の高潮・越波被害の軽減を図る。	県道、農地等
101	二丈海岸 (二丈地区)	砂浜	・・・	・・・	・・・	風光明媚な砂浜海岸の景観保全に努める。	国道、鉄道等

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持管理・修繕の方法
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	芦屋町	福岡県(水管理・国土保全局)	芦屋	夏井ヶ浜	護岸	◎	-	-	228m	4.7	芦屋町	道路	(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検を行い経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			芦屋港	芦屋	護岸	○	443m	4.5	65m	4.5	芦屋町	道路、宅地	
		芦屋港	芦屋	護岸		1,057m	1.7	1,057m	4.7	芦屋町	港湾施設、宅地、レジャー施設		
		芦屋	浜崎	離岸堤		3基	-	-	-	-	-	-	
2	岡垣町	福岡県(水管理・国土保全局)	芦屋		消波堤		1,003m	-	1,805m	-	-	-	(水門) 定期的に点検を行い経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			芦屋		消波堤		5基	-	-	-	-	-	
		芦屋		潜堤		2基	-	-	-	-	-	-	
		岡垣	新松原	護岸		704m	3.9	6,282m	3.9	岡垣町	松林、宅地、自動車道		
		岡垣	新松原	消波堤		139m	-	-	-	-	-	-	
		岡垣	波津	離岸堤		4基	-	-	-	-	-	-	
		福岡県(水管理・国土保全局)	岡垣	波津	護岸		1,714m	4.4	2,410m	4.4	岡垣町	県道、山付き	

表3-1 海岸保全施設一覧

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持・修繕の方法		
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況			
3	宗像市	福岡県(水 管理・国土 保全局)	玄界	鐘崎	護岸		717m	4.3	2,183m	4.3	宗像市	松林、宅地	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について 点検、評価を行い、損傷の発生箇所や劣 化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につい て点検、評価を行い、必要に応じてブロック の補充等適切な維持・修繕に努め、施設 の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。</p>		
					潜堤		3基	-							
		宗像市	地島漁港	鐘崎	泊 豊岡	護岸		126m	2.6	126m	4.6	宗像市		道路、山付 き	
						護岸		757m	4.7	757m	4.7	宗像市		道路、宅地	
		福岡県(水 管理・国土 保全局)	玄界	江口		消波工		411m	4.0	411m	-	-		-	
						離岸堤		2基	-	3,128m	-	-		-	
		宗像市	神湊漁港	神湊		陸間		1,172m	4.9	1,172m	4.9	宗像市		松林、宅地	
						陸間		12基	4.9	12基	-	-		-	
		福岡県(水 管理・国土 保全局)	玄界	井牟田		-	◎	-	-	590m	-	宗像市		山付き	
						護岸		192m	4.6	300m	4.6	宗像市		道路、宅地	
		福岡県(水 管理・国土 保全局)	大島	津和瀬		離岸堤		2基	-		-	-		-	
						護岸		500m	5.2	500m	5.2	宗像市		道路、宅地	

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持管理・修繕の方法
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
3	宗像市	福岡県(水管理・国土保全局)	大島	岩瀬	消波堤		146m	-	500m	-	-	-	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(水門) 定期的に点検を行い経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
					堤防		420m	2.9	450m	2.9	宗像市	港湾施設、宅地	
		護岸		1,161m	3.6	1,161m	3.6	宗像市	道路、宅地				
		突堤		28m	-	28m	-	-	-				
		離岸堤		120m	-	120m	-	-	-				
		潜堤		134m	-	134m	-	-	-				
4	福津市	福津市	勝浦漁港		突堤		31m	-	31m	-	福津市	市街地、農地	
					護岸		483m	2.0	483m	2.0	福津市	市街地、農地	
		福岡県(水管理・国土保全局)	津屋崎	楯崎ウグリ岩	護岸		256.5m	不明	256.5m	不明	福津市	道路、山付き	
		福岡県(水管理・国土保全局)	津屋崎漁港		護岸		100m	-	100m	-	-	-	
		福岡県(水管理・国土保全局)	津屋崎	津屋崎	堤防		2,452m	1.7	5,030m	1.7	福津市	県道、宅地、農地	

表3-1 海岸保全施設一覧

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区 域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持・修繕の方法
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
4	福津市	福岡県(水 管理・国土 保全局)	津屋崎	津屋崎	護岸		1,758m	1.7		1.7	福津市	県道、市街地	(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について 点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣 化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につい て点検・評価を行い、必要に応じてブロック の補充等適切な維持・修繕に努め、施設 の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
					樋門		12基	-	5,030m	-	-	-	
					排水機場		4箇所	-	-	-	-	-	
5	古賀市	福岡県(水 管理・国土 保全局)	古賀	福間漁港	護岸		360m	不明		不明	福津市	市街地、保 安林	(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
					突堤		3基	-	360m	-	-	-	
					護岸		2,968m	3.5		古賀市	松林、宅 地、鉄道		
6	新宮町	福岡県(水 管理・国土 保全局)	新宮	新宮	突堤		198m	3.8		3.5	新宮町	松林、宅地	(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。
					護岸		3基	-	1,475m	-	-	-	
					離岸堤		1基	-	-	-	-	-	

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		
6	新宮町	福岡県(水管理・国土保全局)	新宮漁港		離岸堤		350m	350m	-	-	-	-	防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。(離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
			新宮	相島	護岸		313m	1,292m	4.0	4.0	新宮町	道路		
			相島漁港		護岸		169m	169m	不明	不明	新宮町	都市計画区域外		
			和臼	海の中道	-	◎	-	-	-	-	福岡市	山付き、砂崖、保安林、鉄道		
7	福岡市	福岡県(水管理・国土保全局)	奈多漁港		護岸		614m	614m	5.0	5.0	福岡市	漁港施設松林	防・護岸) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
			志賀	海の中道	-	◎	-	-	-	-	福岡市	松林、公園、砂崖、県道、鉄道		
			志賀島漁港		護岸		650m	650m	5.0	5.0	福岡市	漁港施設県道		
			志賀	志賀島	護岸		3,928m	4,343m	3.5	3.5	福岡市	県道、海水浴場		
			志賀	勝馬	突堤		10基	-	-	-	-	福岡市		県道、山付き
			弘漁港		護岸		561m	561m	5.0	5.0	福岡市	県道、漁港施設、宅地		
	志賀	弘	護岸		1,177m	2,060m	3.5	5.0	福岡市	県道、農地				

表3-1 海岸保全施設一覧

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	海岸名	区 域 地区海岸名(地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持・修繕の方法
							延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
7	福岡市	福岡市 (港湾局)	博多港	大岳・西戸崎	護岸	○	6348m	2.9m	6348m	3.2m	福岡市	住宅地	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について 点検、評価を行い、損傷の発生箇所や劣 化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につい て点検、評価を行い、必要に応じてブロック の補充等適切な維持・修繕に努め、施設 の機能を確保する。 (水門) 定期的な点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
					突堤		6基 310m	-	6基 310m	-			
					護岸		3337m	3.9m	3337m	3.9m	福岡市	住宅地	
					水門		1基	-	1基	-			
					護岸		1916m	2.2m	1916m	2.2m	福岡市	住宅地 緑地	
					養浜		1,000m ³ 300,000m ³	-	1,000m ³ 300,000m ³	-			
					突堤		721m	3.2m	721m	3.2m	福岡市	住宅地	
					突堤		1基 30m	-	1基 30m	-			
					護岸		1,083m	3.4m	1,083m	3.4m	福岡市	住宅地 緑地	
					突堤		1基 150m	-	1基 150m	-			
					離岸堤		3基 368m	-	3基 368m	-			
					養浜		370m ³ 150,000m ³	-	370m ³ 150,000m ³	-			

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	海岸名	区域	種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持管理・修繕の方法
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	
7	福岡市	福岡市(港湾局)	博多港	百道	護岸	◎	443m	2.4m	443m	2.4m	福岡市	緑地	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検を行い、経年劣化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
							2基 374m	-	2基 374m	-	-	-	
							2基 367m	-	2基 367m	-	-	-	
							367m 84,400m ³	-	367m 84,400m ³	-	-	-	
							976m	2.4m	976m	2.4m	福岡市	緑地 レジャー施設 住宅地	
							2基 371m	-	2基 371m	-	-	-	
							2基 856m	-	2基 856m	-	-	-	
							856m 208,700m ³	-	856m 208,700m ³	-	-	-	
							1,260m	2.4m	1,260m	2.4m	福岡市	緑地 住宅地 学校	
							2基 392m	-	2基 392m	-	-	-	
							1基 976m	-	1基 976m	-	-	-	
							976m 261,200m ³	-	976m 261,200m ³	-	-	-	

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		
7	福岡市	福岡市(港湾局)	博多港	小戸・生の松原A	潜堤	○	1基 400m	-	1基 400m	-	-	-	-	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の養生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的な波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (水門) 定期的な点検を行い経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
					護岸		1,593m	3.0m	1,593m	3.0m	福岡市	緑地 公共施設		
					護岸		700m	3.4m	700m	3.4m	福岡市	松林		
				突堤		1基 30m	-	1基 30m	-	-	-	-		
				護岸		1,463m	3.7m	1,463m	3.7m	福岡市	緑地 住宅地			
				護岸		2,195m	1.9m	2,195m	3.4m	福岡市	住宅地			
				突堤		16基 706m	-	16基 706m	-	-	-			
				消波堤		385m	-	385m	-	-	-			
				護岸	浜崎今津漁港	456m	4.6	456m	4.6	福岡市	公園、 住宅道路			
				護岸		1,361m	4.5	1,361m	4.5	福岡市	道路、宅地 保安林			
				突堤		2基 314m	4.5	2基 314m	4.5	-	-			
				潜堤	唐泊漁港	160m	-	160m	-	-	-			
				防砂堤		60m	-	60m	-	-	-			

表3-1 海岸保全施設一覧

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の 内容	
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
7	福岡市	福岡市	西浦漁港		護岸		614m	4.4	614m	4.4	福岡市	道路、保安林、山付き	<p>(堤防・護岸) 定期的な波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につい て点検・評価を行い、必要に応じてブロッ クの補充等適切な維持・修繕に努め、施 設の機能を確保する。</p> <p>(離岸堤) 定期的な波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につ いて点検・評価を行い、必要に応じてブ ロックの補充等適切な維持・修繕に努 める、施設の機能を確保する。</p> <p>(水門) 定期的な点検を行い経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
					離岸堤		194m	4.0	194m	4.0	-	-		-
		-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	県道		-
		護岸		3,075m	4.5	3,075m	4.5	福岡市	山付き	-	-			
8	糸島市	福岡県(水 管理・国土 保全局)	福岡	玄界島	消波堤		48m	-	4,075m	-	-	-	-	-
					胸壁		2,666m	4.5	2,666m	4.5	福岡市	山付き	-	-
		福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	金山	護岸		400m	5.5	3,151m	5.5	糸島市	県道、レ ジャール施 設、山付き	-	-
					消波堤		337m	-	337m	-	-	-	-	-
		糸島市	野北漁港		護岸		325m	不明	325m	不明	糸島市	住宅地 森林	-	-
					堤防		3,075m	5.5	3,075m	5.5	糸島市	県道、松林	-	-
		福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	松原	護岸		48m	5.5	4,824m	5.5	糸島市	県道、松林	-	-
					樋門		1基	-	1基	-	-	-	-	-
福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	姫島	護岸		1,006m	4.7	2,428m	4.5	糸島市	山付き	-	-		
			護岸		510m	不明	510m	不明	糸島市	住宅地 森林	-	-		

表3-1 海岸保全施設一覧

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持・修繕の方法		
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況			
8	糸島市	福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	芥屋	潜堤		1基	-	1基	-	-	-	(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について 点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣 化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下等につい て点検・評価を行い、必要に応じてブロック の補充等適切な維持・修繕に努め、施設 の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損 傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保する。		
					突堤		1基	-	1基	639m	-	-			
					養浜工		1基	-	1基	-	-	-			
				糸島市	芥屋(福の浦) 漁港	護岸		281m	不明	281m	不明	糸島市		住宅地 森林	
				福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	岐志・福の浦	堤防		2,740m	5.0	3,567m	5.0		糸島市	道路、宅地
				糸島市	岐志(新町)漁 港	護岸		1基	-	1基	-	-		-	-
				糸島市	久家・船越	護岸	◎ ○	880	不明	690	不明	不明		糸島市	住宅地
				福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	久家・船越	護岸		1,534m	3.2	1,534m	3.2		糸島市	県道、宅地
				糸島市	船越漁港	消波堤		187m	-	187m	-	-		-	-
				糸島市	志摩	護岸	◎		-	170	不明	不明		糸島市	住宅地 森林
				福岡県(水 管理・国土 保全局)	志摩	久家	護岸		653m	3.6	706m	3.6		糸島市	宅地、山付 き

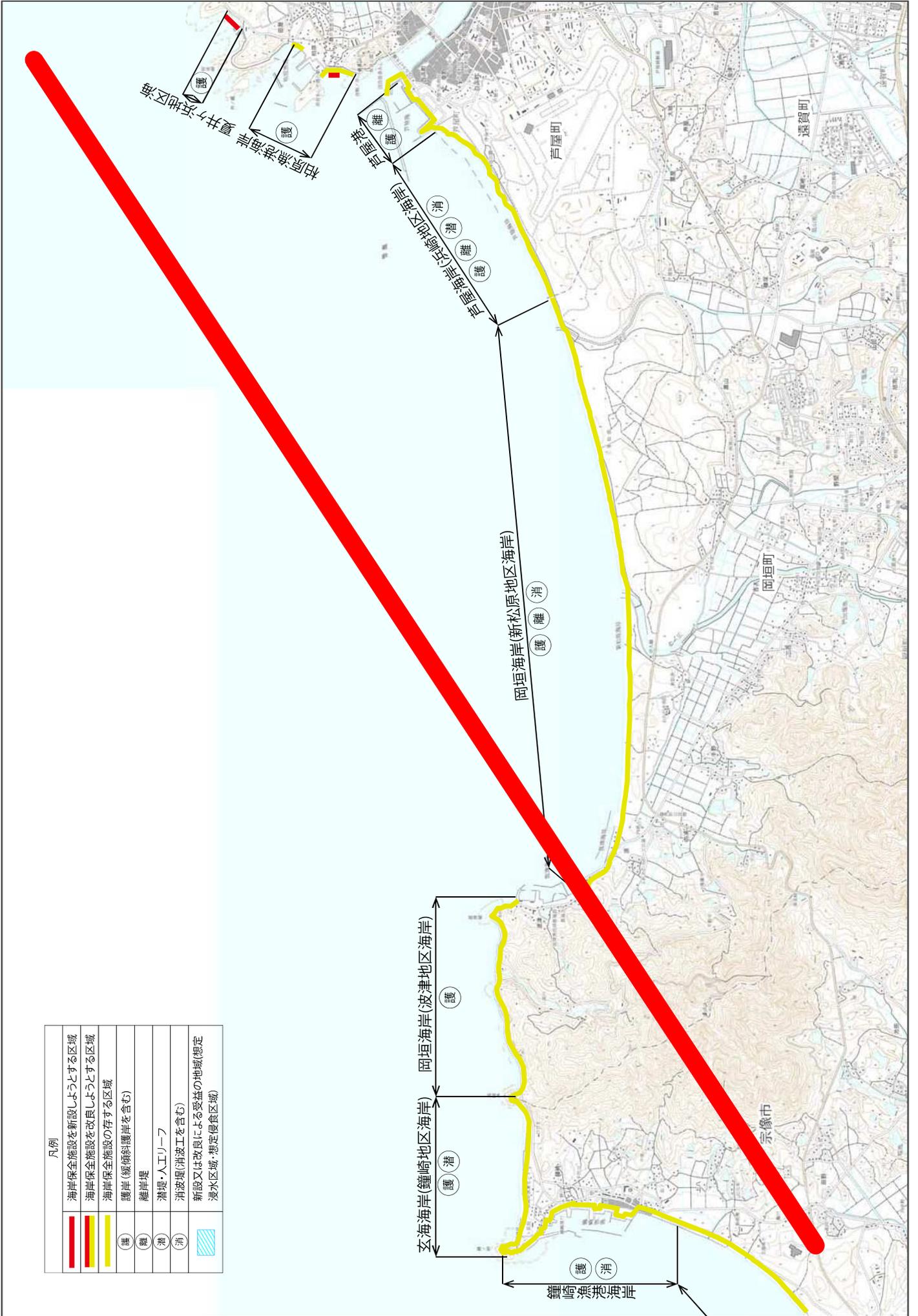
表3-1 海岸保全施設一覧

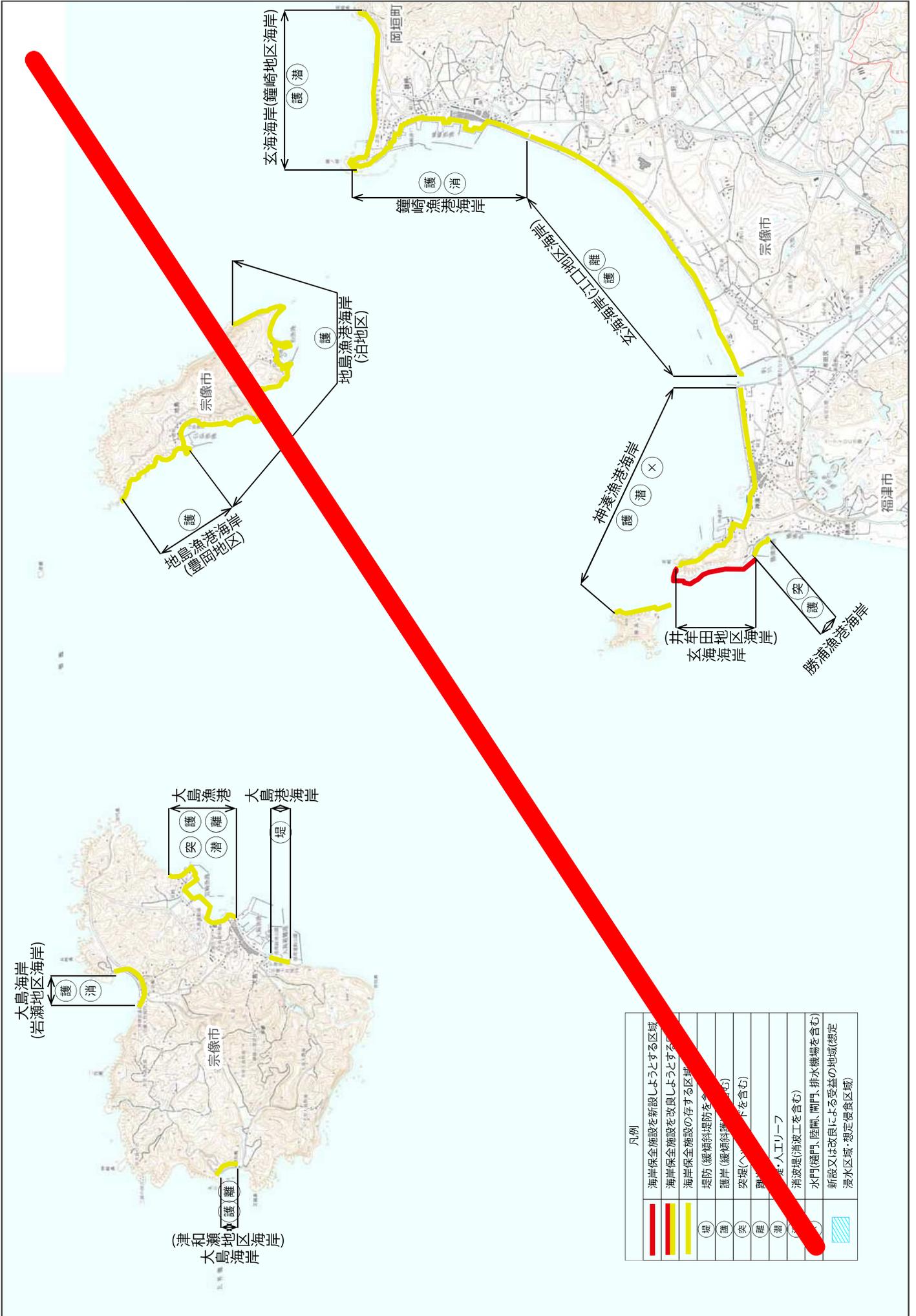
区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持管理・修繕の方法		
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況			
8	糸島市	福岡県(水管理・国土保全局)	志摩	小富士(1)	堤防		1,781m	2.4	1,781m	3.6	糸島市	農地	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>		
					消波堤		-	-	-	-	-	-		-	
					樋門		1基	-	-	-	-	-		-	
		福岡県(水管理・国土保全局)	志摩	小富士(2)	堤防		960m	3.6	960m	3.6	糸島市	県道、宅地、農地			
					護岸		576m	3.6	576m	3.6	糸島市	県道、宅地、農地			
		福岡県(水管理・国土保全局)	前原	加布里	樋門		2基	-	-	-	-	-		-	-
					樋門		4基	-	-	-	-	-		-	-
		糸島市	深江海岸	糸島市	二丈	二丈	護岸		190m	不明	190m	不明		糸島市	市道 森林
							突堤		72	-	72	-		-	-
		福岡県(水管理・国土保全局)	二丈	福岡県(水管理・国土保全局)	二丈	二丈	護岸		1,438m	3.9	3,225m	5		糸島市	国道、鉄道
護岸							-	-	-	-	-	-	-	糸島市	国道、鉄道

表3-1 海岸保全施設一覧

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持管理・修繕の方法		
			海岸名	地区海岸名(地先)			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況			
8	糸島市	福岡県(水管理・国土保全局)	志摩	小富士(1)	堤防		1,781m	2.4	1,781m	3.6	糸島市	農地	<p>(堤防・護岸) 定期的に損傷・劣化等の変状について点検・評価を行い、損傷の発生箇所や劣化の進行段階に応じ、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(離岸堤) 定期的に波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>(水門) 定期的に点検を行い、経年変化・劣化・損傷を調査し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>		
					消波堤		-	-	-	-	-	-			
					樋門		1基	-	-	-	-	-			
		福岡県(水管理・国土保全局)	志摩	小富士(2)	堤防		960m	3.6	960m	3.6	糸島市	県道、宅地、農地			
					護岸		576m	3.6	576m	3.6	糸島市	県道、宅地、農地			
					樋門		2基	-	-	-	-	-			
		福岡県(水管理・国土保全局)	前原	加布里	堤防		1,905m	2.7	1,905m	3.6	糸島市	県道、農地			
					樋門		4基	-	-	-	-	-			
					樋門		190m	不明	190m	不明	糸島市	市道、森林			
		糸島市	深江海	福吉漁港	突堤		72	-	72	72	-	-		-	-
					護岸		1,438m	3.9	1,438m	5	糸島市	国道、鉄道			
					護岸		-	-	-	-	糸島市	国道、鉄道			

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	離岸堤
	消堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定 浸水区域、想定侵食区域)





凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	突堤 (ハブ型突堤を含む)
	離岸堤 (人工リーフ)
	消波堤 (消波工を含む)
	水門 (樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)



(井井田地区海岸)
玄海海岸

津屋崎漁港海岸
突
護

津屋崎漁港
護
離

津屋崎漁港
堤
護
×
(津屋崎地区海岸)

種崎ククリ岩地区海岸
津屋崎海岸
護

津屋崎漁港
護
離

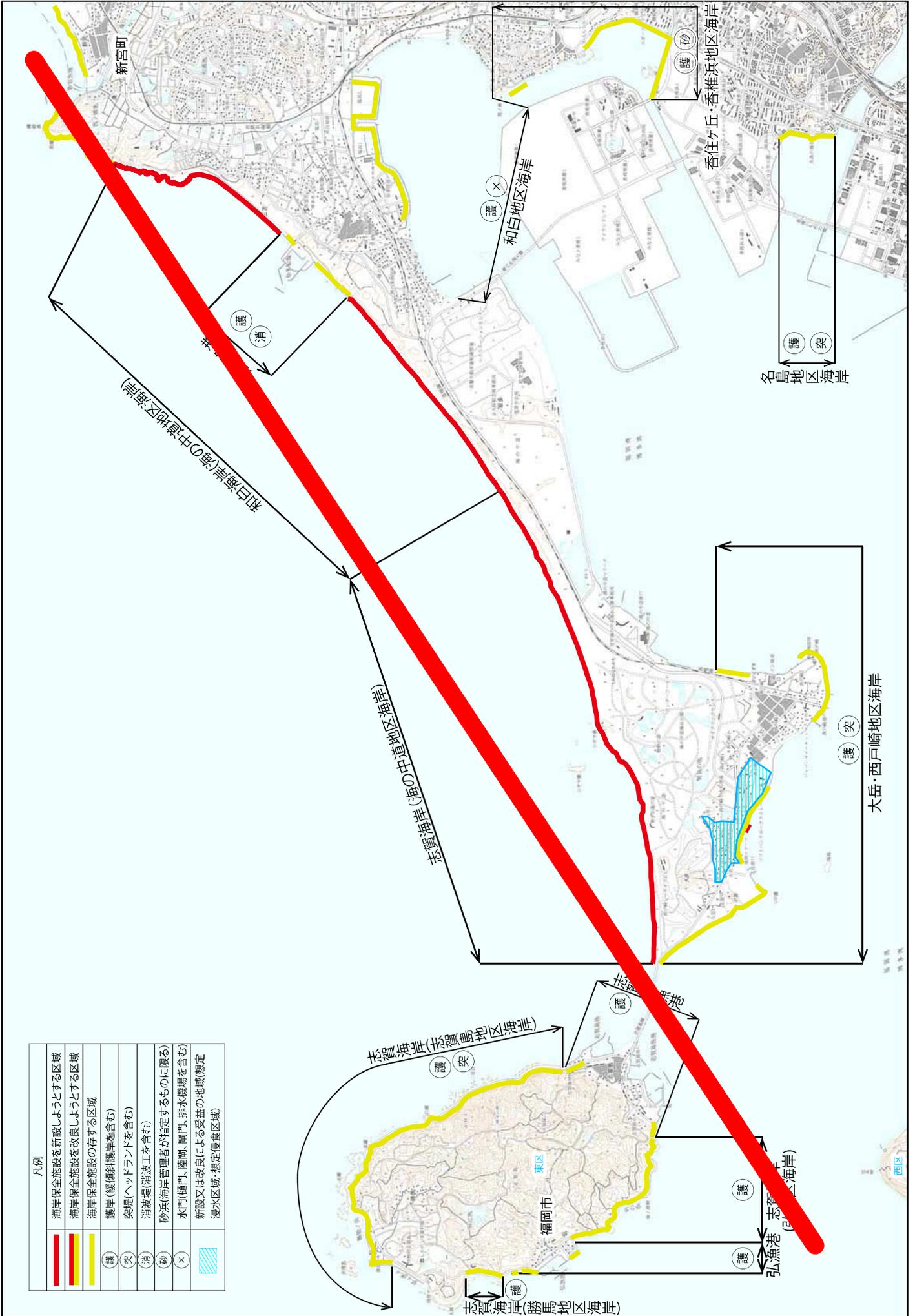
凡例

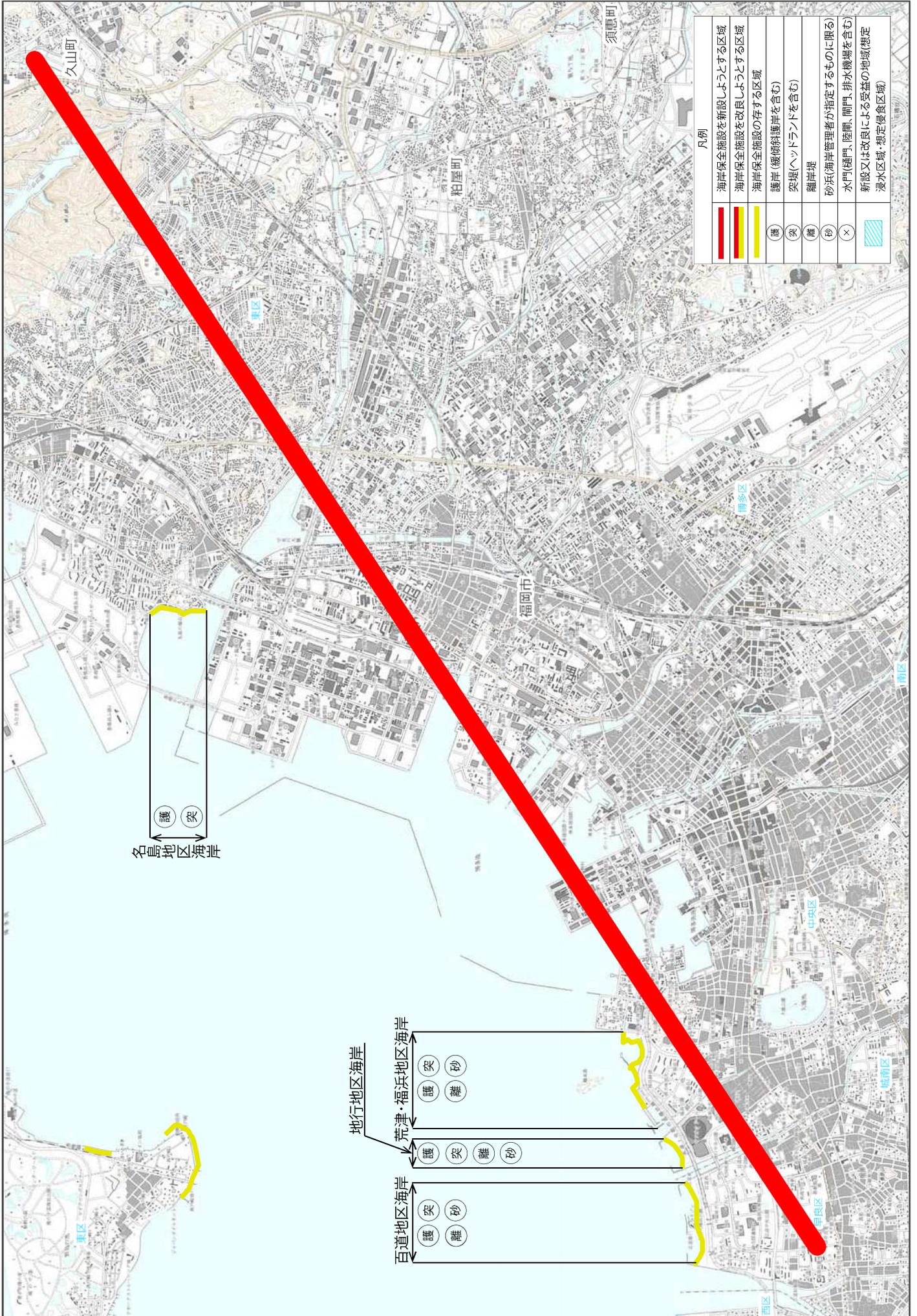
	海岸保全施設を新設し、浸食する区域
	海岸保全施設を改修し、浸食する区域
	海岸保全施設を新設する区域
	堤防(堤防護岸を含む)
	突堤(突堤護岸を含む)
	離岸堤(ヘッドランドを含む)
	水門(随門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)



凡例

	海岸保全施設を新設する区域
	海岸保全施設を改定しようとする区域
	海岸保全施設が存在する区域
	防波堤(傾斜護岸を含む)
	突頭(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	消波堤(消波工を含む)
	新設又は改定による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

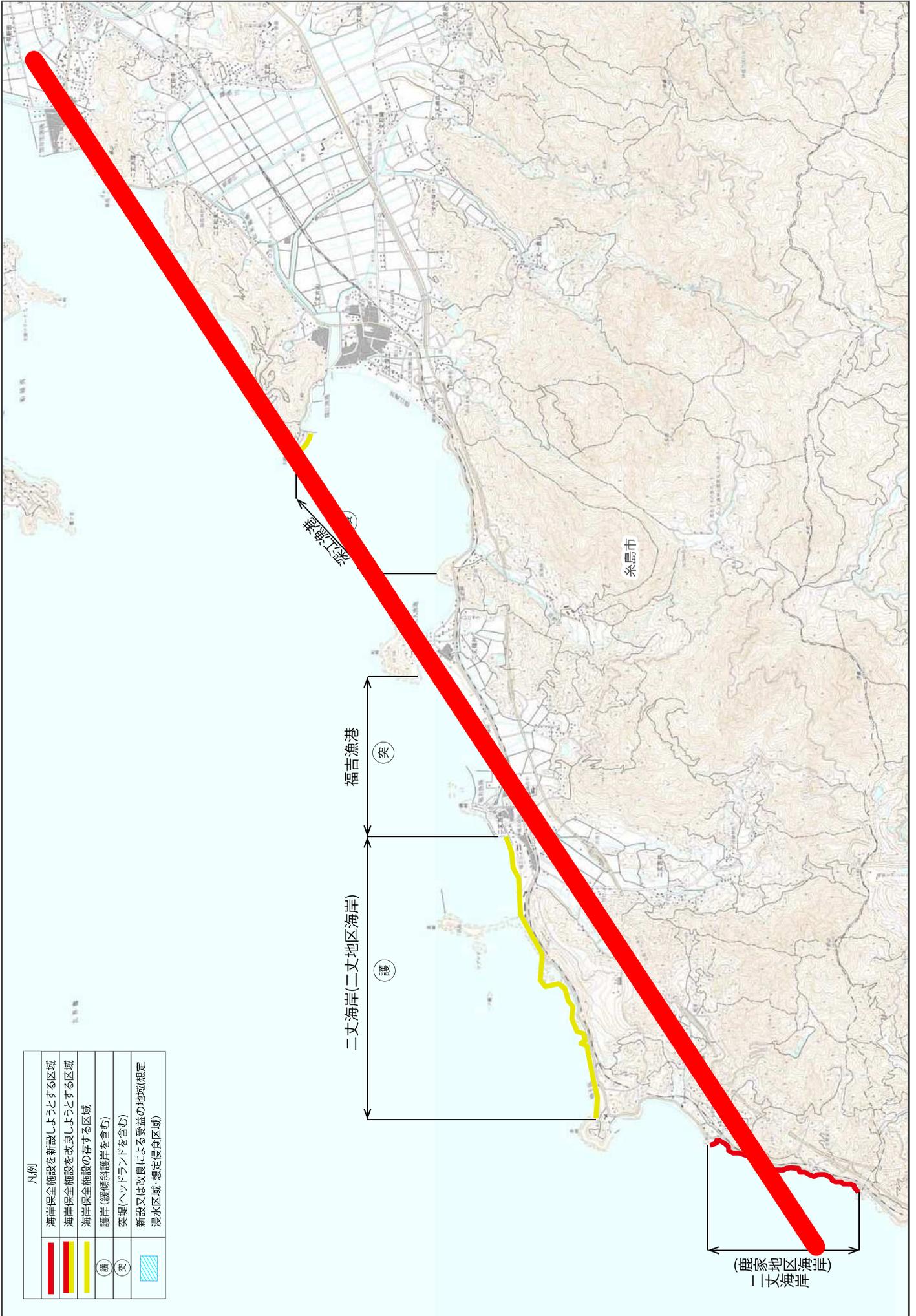




凡例

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	護岸(線形護岸を含む)
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、控門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定 浸水区域・想定優良区域)





第Ⅲ章 海岸保全に関するその他重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

玄界灘沿岸は総延長~~304km~~284km、隣接する関係市町村は5市3町に及び、本計画策定区域に係る「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

・ 海岸整備に関する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法 等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染防止法 等

ロ. 関連する諸計画

・ 社会資本の長期計画 ~~(河川整備計画、海岸事業五カ年計画)~~ ~~→~~、防災計画 ~~→~~、地域計画（県総合基本計画、関連市町村総合基本計画等） ~~→~~、福岡県環境総合基本計画、市町村環境基本計画 ~~→~~、博多港港湾計画 等

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全計画策定の見直し並びに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町村（芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、福岡市、糸島市）

ロ. 福岡県（農林水産部水産振興課、県土整備部港湾課、農林水産部農村森林整備課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

海岸保全本計画を策定しに基づき、海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために当たっては、地域の意向を十分配慮し、地域との連携を図り、住民の参加を得る。

海岸保全本計画策定及びそれに基づく海岸事業の実施過程において、防護、環境及び利用に関する海岸に関する情報を広く公開し、海岸事業の透明性を向上させる。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策手法

・対象市町村の住民、地域住民や行政担当者へのアンケート調査 等

→公聴会の実施

ロ. 情報公開

・ホームページの開設やパンフレット 等

→パンフレットの配布

ハ. 行政と地域住民やNPO等との連携を図るシステムづくりの推進

4. 計画の見直し

本基本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会経済状況に応じてともこの変化等に加え、気候変動等に関する新たな知見や技術開発の進捗等も考慮しつつ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うものとする。

なお、海岸保全施設の整備に関しては、必要に応じて、本計画で定めた事項の範囲内において別冊「海岸保全施設整備基本計画」を適宜見直すことで対応する。